

金沢市木の文化都市推進計画

金沢市

令和5年3月

はじめに

金沢は、400 年以上にわたって戦禍や大きな自然災害を免れてきたことから、藩政期からの都市構造や歴史遺産、生活文化が受け継がれており、様々な時代の歴史文化資産や伝統工芸など、木を用いた多様な文化が今も息づいています。さらに、市域の約 6 割を森林が占め、市内の建物の約 8 割は木造であることから、木はより身近な存在だと言えます。

そこで本市では、まちなみや生活に木を幅広く取り入れることによって創られる文化を「木の文化」とし、木が持つ優れた特性をまちづくりに生かして、持続可能な仕組みを備える都市を「木の文化都市」と定義しました。

令和 4 年 3 月には、歴史・自然・文化と調和した金沢ならではの木の文化都市の実現を目指して、「金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例」を制定しました。この条例に基づき、この度、今後 10 年間を見据えた「金沢市木の文化都市推進計画」を策定し、「木の文化を感じられるくらしとまちをつくる」を目指す姿に、「継承」と「創出」を基本方針に掲げ、5 つの施策の方向性を軸とした様々な取組を推進していくこととしており、今日的課題である S D G s と同方向性を同じくしたものであります。

まちに木の質感を醸し出そうとするこの取組は、景観の保全だけではなく、里山や森林の再生を含めた循環型社会の確立や木に関わる産業の振興による地域経済の活性化も目的とするものであり、幅広い文化の振興を通して市民の心と生活の豊かさの向上を図る「世界に誇る文化都市・金沢」の実現に向けた取組の一翼を担うものであります。

今後、本計画の着実な実現に向け、木が有する様々な力を信じて市民、事業者、大学その他関係機関と連携しながら、文化都市をさらに成熟させるためのまちづくりに取り組むたいと考えています。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただいた市民の皆様やご尽力を賜りました「木の文化都市を継承・創出する金沢会議」の委員をはじめ、関係各位に対し、厚くお礼を申し上げます。また、今後の計画の実行にあたりましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 5 年 3 月

金沢市長 村 山 卓

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画区域と期間、位置づけ	1
第2章 木の文化とは	3
1. 木の文化と木の文化都市の定義	3
2. 金沢市が木の文化都市を目指す意義	4
3. 金沢市のまちづくりと木の文化	5
4. 木の文化都市を目指して	10
第3章 現状と課題	11
1. 木の文化の普及に向けて	11
2. くらしにおける木の文化の現状と課題	14
3. 木の文化都市を構成する建物・空間の現状と課題	20
4. 木の文化を支える森の現状と課題	36
5. 課題のまとめ	41
第4章 計画の目指す姿と施策の展開	42
1. 計画の目指す姿	42
2. 計画の基本方針	42
3. 施策の方向性	43
4. 計画の取組指標と成果指標	65
第5章 エリア別のまちづくり方針	66
1. エリア設定の考え方	66
2. まちづくりエリアの目指す姿	68
3. もりづくりエリア（供給エリア）の目指す姿	70
第6章 推進体制	71
1. 推進体制	71
2. 進行管理	72
資料	73
金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例	74
用語集	77
木の文化取組年表	83

計画策定経過	84
木の文化都市を継承・創出する金沢会議 委員名簿	85
「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けての提言書	87

第1章 はじめに

1. 計画策定の目的

金沢市では、「金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）を令和4（2022）年4月に施行しました。

条例では、木の文化都市の継承と創出に関し、木の文化の意義（条例第2条）を認識、尊重し、先人たちによって築かれてきた木の文化都市を継承し、磨き高めて新たな有り様を創出し、発展させ、後代へと継承することなどを基本理念として、基本的な施策、推進体制等を定めています。

この条例に基づき、市、市民、事業者が共通の理念と目標をもって、具体的にどのような行動をしていくべきなのかをまとめたものが、「金沢市木の文化都市推進計画」です。

2. 計画区域と期間、位置づけ

（1）計画区域

計画の区域は、金沢市全域とします。

（2）計画期間

計画期間は、令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)の10年間とします。

なお、社会情勢の変化に応じ、見直しを行いながら長期にわたり取組を進めていきます。

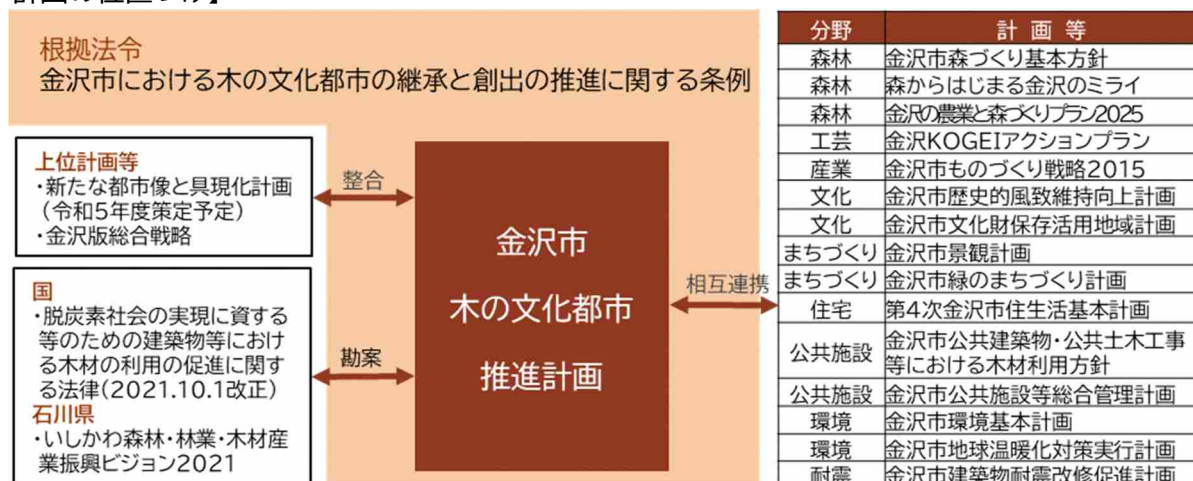
（3）計画の位置づけ

本計画は、条例第7条に基づく計画であり、「木の文化都市・金沢の継承と創出」に関する意義、現状と課題、まちづくりの目標と将来像及び取組を推進するための方針や体制等について明らかにするものです。

また、本計画は国の脱炭素社会の実現に資する等のための

建築物等における木材の利用の促進に関する法律や石川県の計画を勘案しつつ、市の上位計画や関連計画等との整合・相互連携を図り、施策・取組を総合的かつ計画的に推進するものです。

【本計画の位置づけ】



等

<本計画と持続可能な開発目標(SDGs)との関わり>

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）とは、平成 27（2015）年の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す地球規模の目標です。「住み続けられるまちづくりを」「気候変動に具体的な対策を」「陸の豊かさを守ろう」など 17 の目標から構成されています。



木の文化都市の取組は、金沢のまちや市民の心を豊かにする力を持っています。年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが体感できるまちづくりをすすめる必要があります。そのため本計画では、SDGs の考え方に基づいて取組を進めるとともに、金沢SDGs の推進に寄与し、本市の世界に誇る文化の 1 つとしてあるべき姿を構築していきます。

【特に関連の深いSDGsのゴール】



第2章 木の文化とは

1. 木の文化と木の文化都市の定義

(1) 木の文化の定義

木の文化とは、木がつくりだす自然環境や建物、工芸品などの「木の質感」を感じさせるものを、まちなみや生活に幅広く取り入れることによってつくられる文化のことです。

建物やまちなみだけではなく、生活のなかで触れることのできる工芸品、ストリートファニチャー等も、木の文化に含まれます。

「木の文化」に含まれるもの

- ・ 木造建築（伝統工法、在来工法、新工法）
- ・ 木の装い（木材を用いた建築物の内外装）
- ・ 木工品（木を用いた工芸品、家具、道具、生活用品など）
- ・ 公共空間における木造品（ストリートファニチャーやゲートなど）
- ・ 樹木（街路樹、敷地内樹木、庭園、緑地、森林）



町家（旧涌波家住宅）



金沢市第二本庁舎



金沢漆器



木のアートベンチ



市内庭園

(2) 木の文化都市の定義

木の文化都市とは、木が持っている環境や人に優しいという優れた特徴を、まちづくりに生かし続けることができる都市のことです。

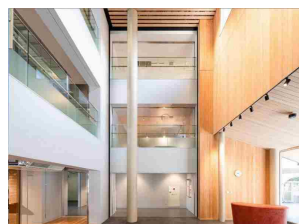
具体的には、以下のように木が持つ特徴を活かす都市とします。

「木の文化都市」とは

- ・ 「木」にこだわり、まちの随所に「木」があるまち
- ・ 「木」がくらしや生業に溶け込んだまち
- ・ 「木」が供給から活用まで循環するまち



森本駅東広場サークルベンチ



金沢未来のまち創造館



手入れされた森

2. 金沢市が木の文化都市を目指す意義

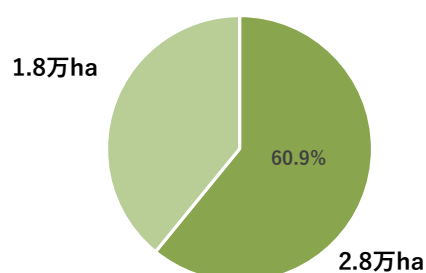
わが国では、豊富な森林資源を背景に、古くから木の文化が息づき、風土に根ざした生活や生業の営みを通して、自然と人間が共生してきました。しかしながら、都市が近代化し、発展する中で、不燃化や効率化といった観点から木の使用が排除されてきた側面があります。そして木の使用が減少し、活用が停滞することで、適切な山林の管理が滞り、里山や森林の荒廃を招いたともいわれています。

一方、近年では木の持つ様々な利点・効果が再評価されています。地球環境保全や、土砂災害防止、レクリエーションなどの森林の持つ多面的な機能や、木材のもたらす心理的、身体的な効果、また森林の循環利用はSDGsの目標達成に貢献する点からも評価をされるようになっていきます。

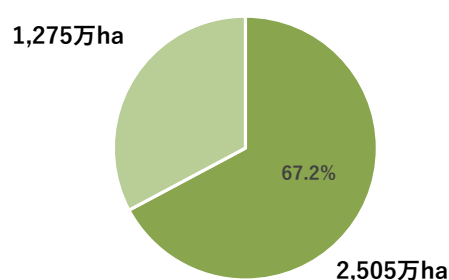
金沢市は、市域の約6割を森林が占めており、また、戦災を免れたことから金澤町家など多くの歴史的資産も残る、豊かな木に包まれた都市であり、さらには伝統工芸や芸能をはじめとして市民の生活にも木は身近な存在として根付いています。このように環境や歴史的背景からも金沢市にとって木はより身近な存在であり、木の文化都市を目指す挑戦的な取組を、都市部で成功させられる全国的にも数少ない都市のひとつといえます。



<金沢市 森林面積>



<日本 森林面積>



出典：金沢市森林整備計画書（令和4年） 森林白書（令和3年）

3. 金沢市のまちづくりと木の文化

これまでの金沢のまちづくりを、「歴史都市」「創造都市」「景観まちづくり」という3つの戦略的な視点から整理します。

(1) 歴史都市金沢と木の文化

中世以前の木の文化に関連するものとしては、縄文時代後期から晩期にかけての集落遺跡（国指定史跡チカモリ遺跡）の発掘調査で発見された木柱列や中屋サワ遺跡の出土品（木製品）が知られています。

近世以降は、前田利家の入城以降、金沢城を中心に城下町として発展を遂げます。これにより金沢城下では、木を巧みに利用した建築物がつくられ、城下では能楽や茶道をはじめとした多様な芸能が根付き、また加賀藩による奨励により工芸文化も発展しました。戦災や大規模な災害を免れたこともあり、これらの豊かな文化は明治以降も金沢に根付き、その多くが今に伝わっています。

現在でも都心の金沢城跡や兼六園を中心とした「兼六園文化の森」を文化の拠点として保全・整備し、また金沢城の復元整備を連続して展開するなど、更なる魅力の向上につながっており、旧城下町全体でも、全国最多の4地区の重要伝統的建造物群や、独自条例によるこまちなみ保存区域、多くの金澤町家の保全活用の取組など歴史的資産を活用したまちづくりも長年にわたり展開されています。

このような歴史と文化を大切にしたいまちづくりを、総合的な取組に深化させるために、平成21（2009）年に歴史まちづくり法の「歴史都市」の認定（第1号認定）を受け、「歴史的風致維持向上計画」に基づき整備に取り組むと共に、翌年には、重要文化的景観としても選定を受け、歴史文化を活かしたまちづくりを展開しています。

これら歴史都市金沢を構成する重要な歴史的建築物はそのほとんどが木造で、これらを維持修繕する技術も含め、金沢の木の文化を語るうえで歴史都市金沢の視点は欠くことができません。



中屋サワ遺跡出土品（縄文晩期）



西念・南新保遺跡出土品
（弥生時代中期後半から後期）



金沢城石川門(1788)



金澤町家情報館(江戸末期)

コラム：チカモリ遺跡

金沢市の西南部に所在する縄文時代後期から晩期にかけての集落遺跡です。昭和55（1980）年に行われた発掘調査により、349点の木柱根が発掘され、なかでも直径約60から90cmのクリの巨木を縦半分に割り直径約7mの円形に並べた環状木柱列が、全国ではじめて発見されました。これにより、金沢市一帯では、既に縄文時代から高い木の加工技術を持った人々が定住し生活していたことが明らかとなり、木の文化の萌芽を見て取ることができます。



(2) 創造都市と木の文化

金沢市には 26 種類の伝統工芸があり、いずれも高い技術水準を有し大切な産業となるとともに、金沢市のブランドや魅力の創出にも大きな役割を果たしています。また、これらは製造業の基盤となり、新しい技術を活用したトップクラスのニッチ産業を生み出すなど近代産業にも大きな影響を与えてきました。

しかし、伝統工芸は、生活様式の変化などから需要の減少や後継者不足など多くの課題を有しています。そのため、これまでの支援に加えて近年はアート・デザインによる新製品の開発や、異業種との連携により伝統技術の新たな展開を図るとともに、新しいニーズの掘り起こしや販路の拡大にも取り組んでいます。伝統産業は、個人や中小企業などが多く、今後は海外展開などの零細な経営力では対応が難しい課題への支援をさらに強化していかなければいけません。

そこで、金沢市は、平成 21（2009）年にユネスコの創造都市（クラフト部門）の認定を受け、ブランド力の向上や販路の開拓を進めることとしています。この創造都市は、地域固有の文化や高付加価値産業を活用して、創造的な文化活動と革新的な産業活動の連環によりまちを元気にするもので、この世界的信用とネットワークを活用して新たな金沢の伝統文化の発信を推進するものです。

伝統工芸において木は大切な素材であり、この創造都市を介した取組は木の更なる活用と産業基盤を強化する大きな可能性を有しています。



ユネスコ創造都市ネットワーク会議

(3) 景観まちづくりと木の文化

① 区分けの理論と木の文化

金沢のまちの魅力である伝統環境の保存を図るため、昭和 43(1968)年に伝統環境保存条例が制定されました。同条例の施行 20 周年を機に見直しが行われ、平成 2（1990）年に新たな都市景観条例が施行され、伝環条例による保存区域が拡充し伝統環境保存区域となると共に、新たに都心軸を中心として近代的都市景観創出区域が指定されます。これにより条例に位置付けられた「保存と開発」は、その後の様々な景観関係独自条例をはじめとする、まちづくりの土台となります。さらに、これらと連動し、都市計画法による高さ規制も導入され、その後も景観法施行に伴う改正に際し、伝統環境調和区域が新設されるなど、発展を続け今に至る金沢の都市構造が規定されるようになります。

このように昭和 40 年代からの伝統環境の保存と、景観誘導と高さ規制の複合した都心軸を中心とする開発により実現されてきた「区分けの理論」ですが、今回、新たに木の視点を加えることで、保存すべき金澤町家や庭園など、木に根差した歴史文化遺産の継承を確かなものとし、さらに開発においては、近年進展が目覚ましい木造中高層をはじめとする、木の感じられる新たな景観の創出を狙うことで、さらなるまちの風格と品格の向上を目指すものです。

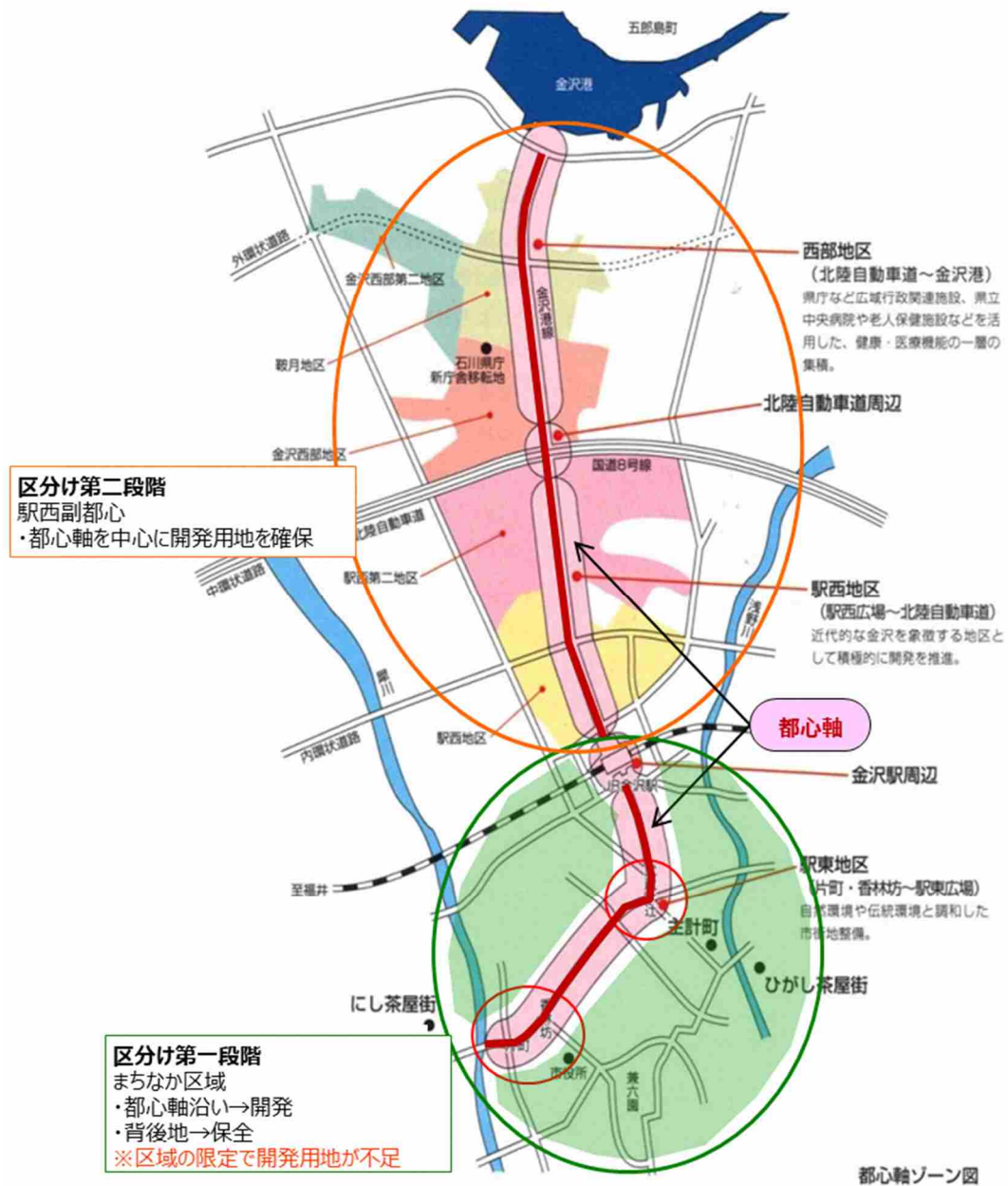


伝統環境保存区域(伝統的街並み区域)

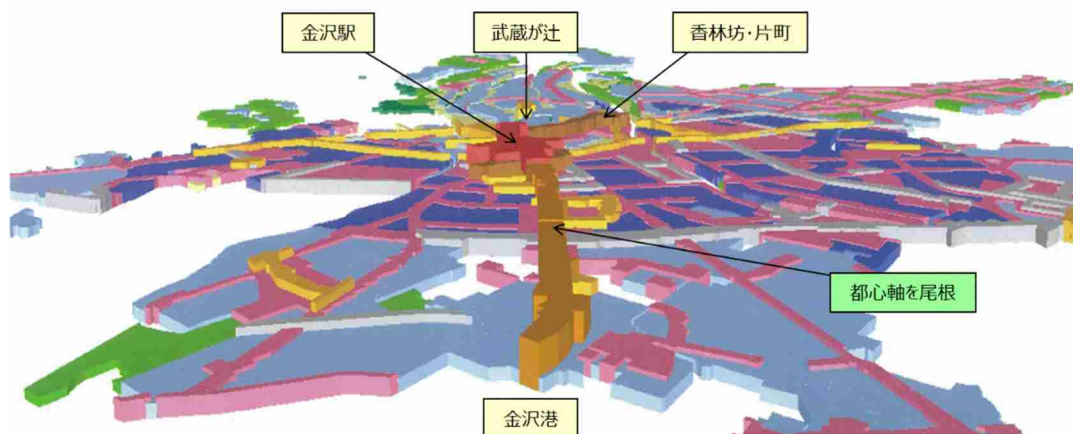


近代的都市景観創出区域(都心軸区域)

<都心軸と区分けの理論>



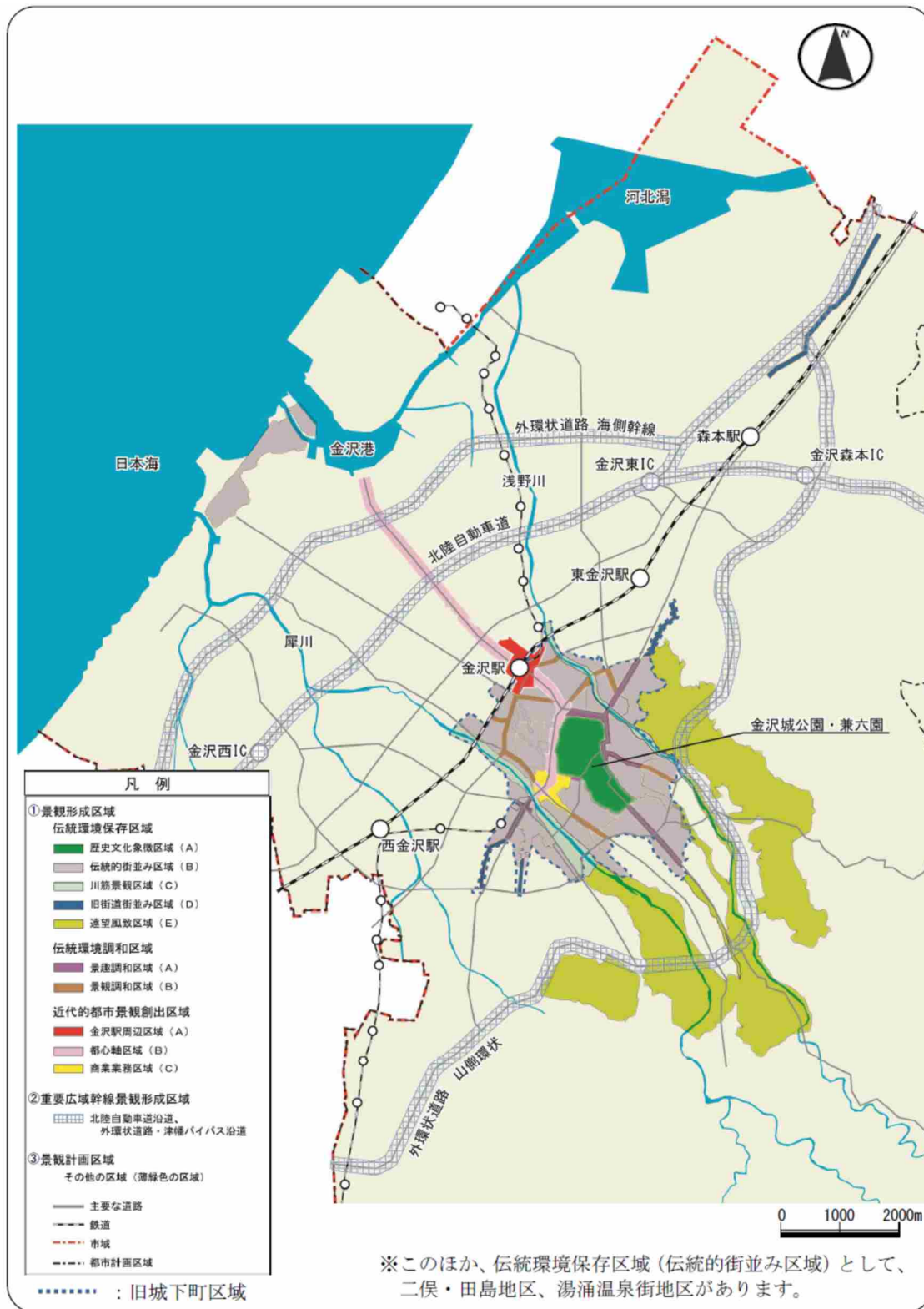
<高さ規制の導入イメージ鳥瞰図>



② 金沢市景観計画と木の文化都市の取組

「木の文化都市・金沢の継承と創出」は、半世紀にわたる景観まちづくりを次代に向けて深化させる取組といえ、景観まちづくりを基盤としながら、地区の特性を踏まえた取組が求められることから、現在の景観計画による指定区域について、木の文化の視点から考え方を整理します。

<景観まちづくりの区域指定図>



景観法による指定区域	景観計画上の位置づけ	木の文化都市の取組イメージ
市全域 (景観計画区域)	—	建築物等の木質化を図るとともに、木工品等の産業の活性化を促すことで木の文化都市創出の機運を高める。
(供給エリア)	—	木の文化の基盤である森林の再生と里山の活性化を促進します。
伝統環境保存区域 	伝統環境を保存育成する区域 [里見町、長町、寺町など]	歴史的資産を大切に低層の木造建築物を中心とした金沢らしい住宅地まちなみを維持創出します。
伝統環境調和区域 	伝統環境保存区域に隣接し、伝統環境との調和のとれた景観を形成する区域 [尾張町、東山大通り、小立野通りなど]	新工法や木の装いにより新旧建築物が調和したまちなみを維持創出します。
近代的都市景観創出区域 	伝統環境との調和を保ちながら、近代的都市機能と一体をなして形成される景観を創出する区域 [金沢駅から片町の都心軸]	新たな木造や木質化の取組により、木の文化が感じられる賑わいある近代的まちなみを創出します。
(商業業務区域) 	周辺の伝統的な街並みとの調和に配慮し、賑わいのなかにも落ち着きが感じられる景観形成を図る区域 [柿木畠、木倉町、豎町など]	木の文化が漂う金沢らしい賑わいある繁華街を維持創出します。

4. 木の文化都市を目指して

(1) これまでのまちづくりと木の文化都市

「歴史都市」は、歴史と長年の生活文化の結晶が詰め込まれた本市のまちづくりの土台であり、木の文化を今に伝える大切な視点です。

「創造都市」は、伝統工芸をはじめとする歴史都市を舞台に展開されてきた生業や文化を財産として、木の文化を継承し、創出して行くうえで生活や生業に近い取組として重要です。

「景観まちづくり」は、金沢のまちなみを向上させてきたまちづくり政策の根幹といえ、これまでの取組に新たに木の文化の視点を加えることで、さらに推進・向上されることが期待されます。

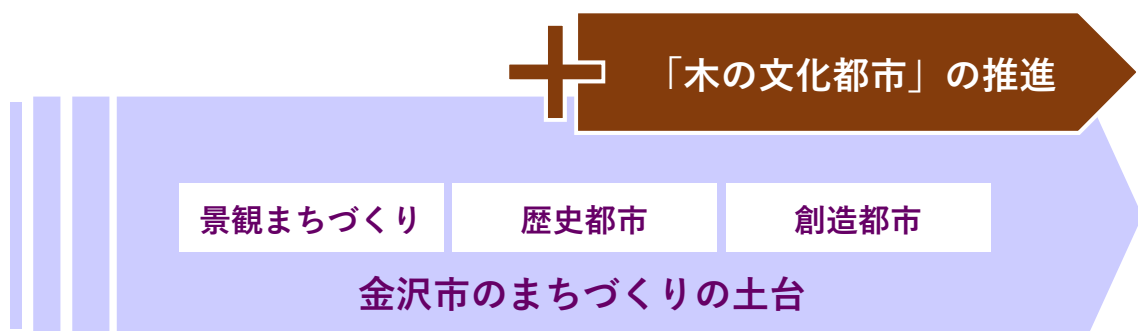
木の文化都市の取組は、これら金沢のまちづくり戦略の土台ともいえる3つの分野のいずれとも深い関係があり、それぞれをつなぎ、さらに進化させる取組と言えます。

(2) まちづくりを進める視野と木の文化都市

これまでの金沢市のまちづくりという土台の更なる強化の上に、視野を広げた強い連携と協働により新たな創出を図るには、共通の視点や目標を持つことが求められます。

木の文化都市の取組は、人々が生活や生業の中で紡いだ歴史と文化を深化させ、豊かな自然環境とともに次の世代に引き継ぐ総合的な取組であることから、これを金沢の新たなまちづくりのテーマとして位置づけます。

<木の文化とまちづくりのイメージ>



これまでのまちづくりに
木の文化を加えさらなる魅力創出へ

第3章 現状と課題

木の文化都市を推進してあたり、これに関連するものとして、1. 木の文化の普及、2. 暮らしにおける木の文化、3. 木の文化都市を構成する建物・空間、4. 木の文化を支える森、これら4つの観点から現状と課題を整理します。

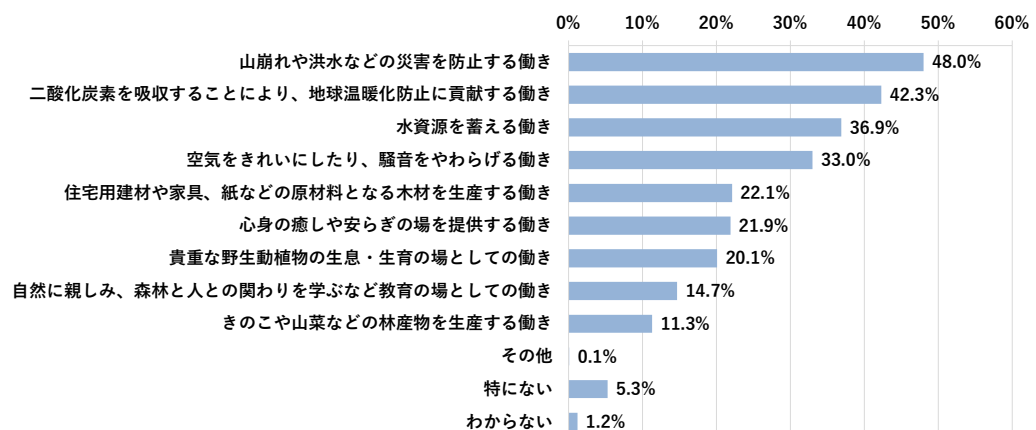
1. 木の文化の普及に向けて

木が持つ快適性や環境面での貢献等、多面的な価値が評価され、木の活用を推進する取組が国をはじめ金沢市においても進んでいます。

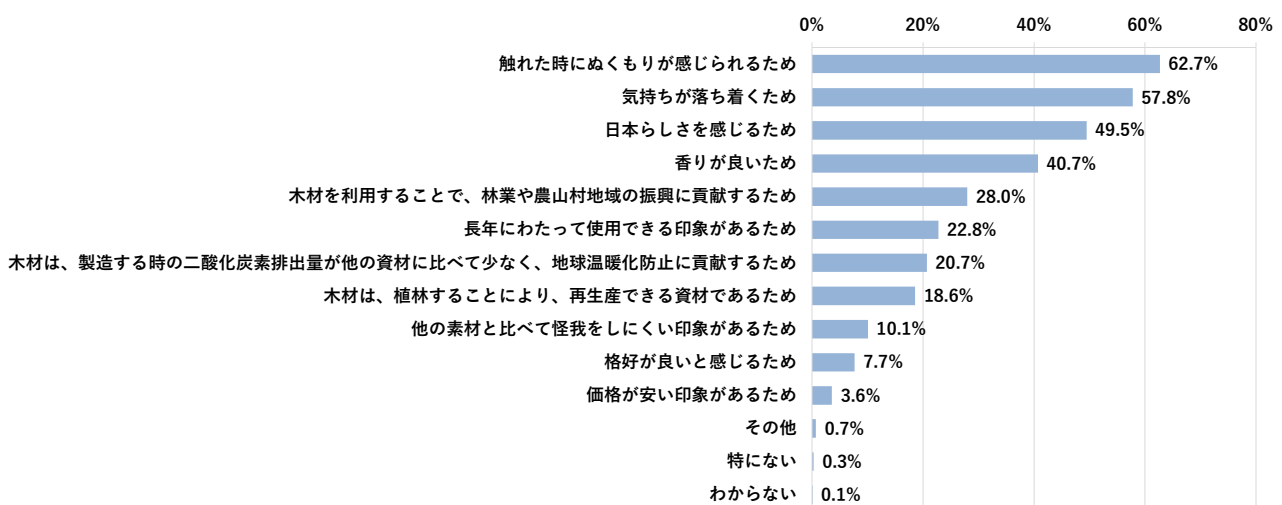
(1) 森林と木を使った生活に対する国民の意識

内閣府が実施した「森林と生活に関する世論調査（令和元年 10 月調査）」では、森林が持つ環境的機能に期待がされていました。また、木を使いたい理由として、ぬくもりが感じられる、気持ちが落ち着く等、人に優しい素材として理解されていることがわかります。

<森林に期待する働き（複数回答）>



<木材を利用すべきと思う理由（複数回答）>



出典：森林と生活に関する世論調査（内閣府、令和元年度）

(2) 木材の利用を促す国の取組

林野庁は、平成 17 (2005) 年から一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発するため、「木づかい運動」の展開を図ってきました。「木づかい運動」を更に盛り上げていくため、「ウッド・チェンジ」を合言葉として、身の回りのものを木に変える、建築物の木造化・木質化する等の具体的な行動の促進を図っています。

<木材利用の普及の取組について>

名称	概要	使用状況
ウッド・チェンジロゴマーク 	身の回りのものを木に変える、建築物の木造化・木質化する等の具体的な木材利用の取組を P R する企業や団体等が使用できるマーク	136 の企業や団体等 (令和 4 年 3 月末時点)
木づかいサイクルマーク 	パンフレット等による広報活動や国産材を使用した製品への添付等により木材利用を P R するマーク	402 の企業や団体 (令和 3 年 3 月末現在)

出典：森林及び林業の動向（林野庁、令和 3 年度）

(3) 森に親しむ機会を創出する金沢市の取組

金沢市では、木の文化の基盤となる森林について理解し、親しむ機会の提供に努めています。

① 森づくり条例

平成 15 (2003) 年 4 月に森づくり条例を制定し、市民と一体となった森づくりを進めています。「森づくり 4 つの基本方針」のなかの「基本方針 2 森林に親しむ」において、森林と親しむ機会を確保、青少年の森林を大切にする心を培うことが、明示されています。

② 金沢の農業と森づくりプラン

平成 28 (2016) 年 3 月に金沢の農業と森づくりプラン 2025 を策定し、農林業の持続的な発展と農山村の活性化を推進しています。「基本方針 3 森づくり活動の推進」では、「金沢の森育」の推進、森と触れ合う機会の創出、森からの魅力発信の事業が挙げられており、森づくりの重要性の周知や参加の機会の創出に取り組んでいます。



森づくりイベントの様子 左：熊走交流まつり、右：金沢北の森(堅田町)

③ 提言書「森からはじまる金沢のミライ～古くて新しい金沢スタイルの発見～」

令和3（2021）年度に森林環境譲与税活用検討会からの提言書として「森からはじまる金沢のミライ～古くて新しい金沢スタイルの発見～」が発行されました。この提言書の中で、「3.こころの森プロジェクト 森をたのしみ、森にまなぶ」として、市民が森林に触れる機会や場所の整備等が提案されています。



出典：「森からはじまる金沢のミライ」森林環境譲与税活用検討会提言書

コラム：森の都

昭和7（1932）年に作られた（旧制）第四高等学校中寮寮歌『巍々（ぎぎ）たる』に「森の都」と歌われています。その後、昭和49（1974）年6月12日に金沢市議会が「緑の都市宣言」をし、その宣言文中に「森の都金沢」と記されており、金沢市が「森の都」として親しまれていることがうかがえます。

（4）木の文化の普及に向けた課題

木の文化を知り理解する

森林の役割の周知や森を理解するための機会の創出は進んできました。今後は、さらに木が持つ文化的な意味、身近な生活に木があることで生まれる豊かさ、森とくらしをつなぐ木の活用等、木の文化に関する理解をさらに深めることが必要です。さらには、体験を通じて木に触れその良さを実際に感じ、多くの人に親しみを持ってもらうことが重要です。

2. くらしにおける木の文化の現状と課題

木をくらしに取り入れることで、生活に温もりや癒しが生まれます。また、森林資源の循環の点からも意義があり、生活に木を取り入れることを、国や石川県でも積極的に進めています。

仕事の面からは金沢市では、伝統工芸をはじめとする伝統的な仕事が木の文化の重要な要素となっており、これら以外の様々な木に関わる仕事や活動は、木の文化を構成する大切な要素であり、発展が望まれます。

(1) 木材の持つ効果

木材は、以下の表に示す通り、調湿作用があり、断熱性が高く、目に与える刺激が小さい等、人に心地よい感覚を与える素材とされています。

<木材による効果>

効 果	内 容
適度な湿度に保つ	木材は、空気中の湿度が高いときには水分を吸収し、湿度が低いときには水分を放出するという調湿作用をもっています。このため、木材を建物の内装などにたくさん使うと、部屋の中の湿度の変動は小さくなります。
断熱性や衝撃に対する安全性が高い	木材は、無数の細胞からなり、そのひとつひとつに熱を伝えにくい空気を含んでいるため、コンクリートなどに比べ高い断熱性をもっています。木材、ビニールタイル、コンクリートを床材にして、足の甲の皮膚の温度変化を測定すると、コンクリートがもっとも足が冷え、木材がもっとも冷えなかったという結果が得られています。また、木材は、パイプ状の細胞が柔軟に変形してクッションのような役目をするので、例えば、大理石に比べて2～3倍の衝撃吸収能力があります。このため、床や壁に木材を上手に使用することは、転倒などによるけがの防止につながります。
目にやさしく、音をまろやかにする	木材は、紫外線をよく吸収するため、木材から反射する光にはほとんど紫外線は含まれません。紫外線の反射が少なければ、目に与える刺激も小さくなることから、木材は目にやさしい材料であるといえます。また、木材は、音を適度に吸収してまろやかにし、心地よく感じる範囲に調整してくれます。木材を使った部屋は「音がいつまでも響かず適度に反射する」ので音が聞きやすいといわれています。
木材は健康に良い	木材は、人の整理面や心理面に良い影響を与えることが知られています。例えば、特別養護老人ホームでの調査によると、木材を多く使用している施設では、インフルエンザにかかったり、転んで骨折をしたりする入居者が少ないという結果が出ています。
木の香りでリラックス	スギの香りは、脳活動と自律神経活動を鎮静化し、リラックスした状態をつくれます。
木質居室でリラックスしたりわくわくしたり	木材率 30%という一般的に用いられる木質居室では身体がリラックスし、高い木材率や斬新なデザインの居室では体がわくわくした状態になります。

出典：林野庁 HP より抜粋

(2) 暮らしの中の木の文化に関連した国・石川県等の取組

国や石川県では、木材利用を促進するため、暮らしの中で使われる製品などに対して様々な取組を行っています。

① ウッド・チェンジ（国の取組）

林野庁では、平成 17（2005）年から一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発するため、「木づかい運動」の展開を図っています。「木づかい運動」を更に盛り上げていくため、「ウッド・チェンジ」を合言葉として身の回りのものを木に変える、建築物の木造化・木質化する等の具体的な行動の促進を図っています。

② ウッドデザイン賞（国の取組）

ウッドデザイン賞は、木の良さや価値を再発見させる建築物や木製品、木材を利用して地域の活性化につなげている取組等について、特に優れたものを消費者目線で評価し、川上から川下までの企業、団体、地方公共団体等を会員とする一般社団法人日本ウッドデザイン協会が実施する顕彰制度です。木のある豊かなくらしが普及・発展し、日々の生活や社会が彩られ、木材利用が進むことを目的としています。

「建築・空間分野」「技術・建材分野」「木製品分野」「コミュニケーション分野」「調査・研究分野」の 5 分野で構成されており、木材利用促進につながるあらゆるモノ・コトが、応募の対象となっています。



JAPAN WOOD DESIGN
AWARD

ウッドデザインマーク
出典：林野庁 HP

③ いしかわの木づかい表彰（県の取組）

県産材の利用促進に向けた機運醸成を図るため、建築分野における県産材の利用に顕著な貢献のあった者や、他の模範となる県産材を使用した施設、優れた県産材使用製品などを紹介し、普及啓発することを目的に、「いしかわの木づかい表彰」を実施しています。



令和4年度 いしかわ木づかい表彰
受賞作品「輪島キリモト あすなろの楕円桶」
石川県 HP

(3) 金沢市における木の文化に関わる仕事や活動

① 木の文化に関わる仕事

木に関わる仕事には、林業をはじめ、大工などの建設業、また家具や工芸などの、身の回りの道具を製造する仕事があり、木の文化を直接的に支える担い手といえます。

市内の木に関わる産業従事者を推計すると、全産業の2%強木に携わる仕事をしていることがわかります。

<木に関わる産業従事者>

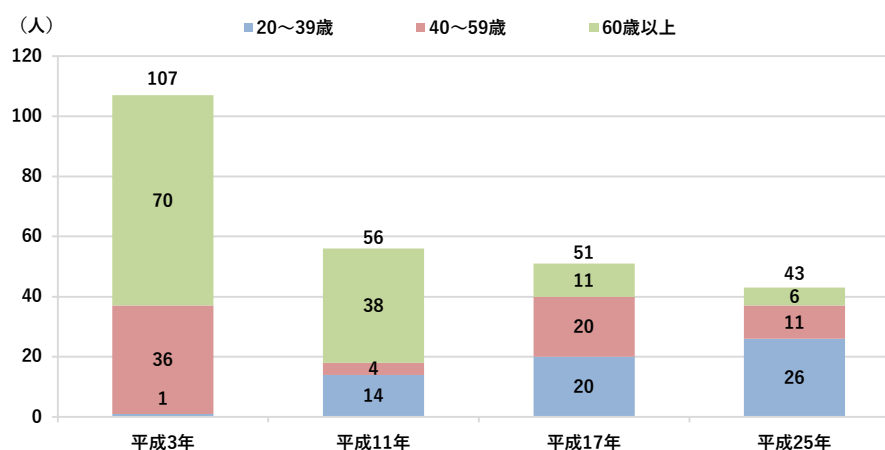
	平成 24 年 (2012)	平成 26 年 (2014)	平成 28 年 (2016)
全産業従事者	248,511	259,705	251,418
木に関わる産業従事者 林業／園芸サービス業／木造建築工事業／建築リフォーム工事業／大工工事業／木材・木製品製造業／家具・装備品製造業／漆器製造業／家具・建具・じゅう器卸売業／家具・建具・畳小売業／土木建築サービス業／農林水産業協同組合	5,285	5,712	5,465
全産業に対する割合	2.1%	2.2%	2.2%

出典：経済センサス

森林に関わる仕事

金沢森林組合の総作業員数は減少していますが、「20～39 歳」の作業員数は増加しており、若返りが進んでいることがわかります。

<金沢森林組合の作業員数の推移>



出典：金沢の農業と森づくりプラン 2025

また、森林の適正な整備と保全、中山間地域の活性化を目指し、森林管理や林産物生産等を担う人材を育成するため、平成 21（2009）年に金沢林業大学校が開校しました。

持ち山管理や林産物生産等、森林・林業の知識・技術について幅広く習得する「林業基礎コース」に加え、令和 3（2021）年 4 月には林業への就労を目指す人材の育成を目的に、より実践的な知識・技術を習得できる「林業専門コース」を新設しました。これまで林業基礎コースとして 7 期までに 91 人、林業専門コースは 3 人が修了しています。

<林業大学校の概要>

コース名	累計 修了者数 (～7期)	研修 年数	研修日数	定員	対象者	内容
林業基礎 コース	91 人	2 年	40 日/年	約 10 名	林産物生産や持ち山 管理に興味のある方	・基本的な森林施業 ・森林や林業に関する基礎知識 ・林産物生産実習 etc
林業専門 コース	3 人		120 日/年	約 3 名	林業への就労を目指 す方	・応用的な森林施業 ・大型林業機械の技能講習 ・GPS・レーザー測量実習 etc

参考：金沢市 HP

木の文化の継承を担う仕事

伝統的な建築技術を継承・発展するため、金沢市と関係する職種団体により、平成 8（1996）年に金沢職人大学校が設立されました。以来、匠の技を習得した職人を輩出し、文化財等の建物の保存と再生、伝統的な建物の修復に活躍しています。これまで本科として 8 期までに 378 人、修復専攻科は第 7 期までに 282 人が修了しています。

<金沢職人大学校の概要>

コース	累計 修了者数	研修 年数	定員	内容
本科	378 人 (～8期)	3 年	50 名 大工科：10 名 その他：各 5 名	伝統的建築に関連する職種として大工、左官、建具、瓦、畳、板金、石工および密接に関連する造園、表具の 9 科で構成している。
修復専攻 科	282 人 (～7期)	3 年	40 名	伝統的建築物の実態調査と改修方法の検討などを学ぶ。 本科修了生の希望者及び、建築士、大学・高専の教員、金沢市など自治体職員。

参考：金沢職人大学校 HP

また現在、金沢市では 26 種類の伝統工芸を認定し、大切な財産としてまた貴重な産業として振興を図っています。これらの業種には、木材にまつわるものも多く、いずれも高い木工芸技術が基盤となっています。また、三弦や琴のように木工品は金沢の伝統芸能も支えており、ここでも木は金沢の文化と深い関係を持っています。

金沢市では、この技術を継承し磨き高める人材育成のため、戦後まもなく開設された金沢美術工芸大学、加賀藩御細工所の精神を受け継ぎ作家や職人の育成を行う金沢卯辰山工芸工房等の運営を行っています。

このように金沢市の伝統工芸や木工産業は高い技術や歴史を要し、人材育成も行っていますが、生活様式の変化等から製品需要が減少し、材料等の確保難、職人の高齢化等が進み、新しい時代に対応した需要の創出と工芸技術の継承と発展が急務となっています。

工業統計調査によると、金沢市の「家具・装備品製造業（従業員数4人以上）」の製品出荷額と事業所数はいずれも減少しており、令和元年で事業所数 23、製造品出荷額では 17.5 億円となっています。

<金沢の伝統工芸>

国指定（6）	希少伝統工芸（20）			
加賀友禅	大樋焼	加賀竿※	加賀提灯	かつら・かもじ
九谷焼	加賀象嵌	竹工芸※	太鼓	菓子木型※
金沢仏壇※	茶の湯釜	二俣和紙	琴※	
金沢箔	桐工芸※	加賀水引	三弦※	
金沢漆器※	郷土玩具※	銅鑼	金沢表具	
加賀繡	加賀毛針	金沢和傘	手捺染型彫刻	

※木と関わりの深い業種

出典：金沢 KOGEI アクションプラン-金沢の工芸の未来に向けて-（金沢市、令和2年）

<伝統工芸品産業従事者数の推移>

平成 20 年	平成 30 年	現状数値
3,019 人	約 2,300 人	2,252 人

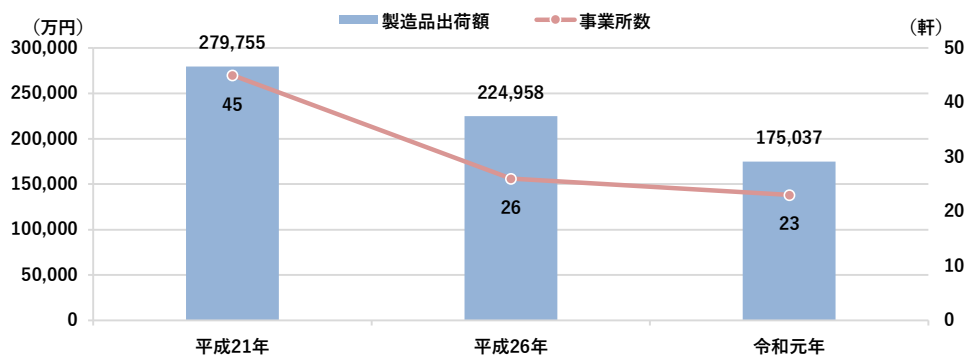
出典：金沢 KOGEI アクションプラン-金沢の工芸の未来に向けて-（金沢市、令和2年）

<金沢市の工芸の課題>

- ・需要の低迷、事業者数の減少
- ・従事者の高齢化、後継者不足
- ・道具、材料等の確保難
- ・つなぎ手の重要性の高まり
- ・生業とするための経営スキルの習得
- ・モノからコト消費への対応

出典：金沢 KOGEI アクションプラン-金沢の工芸の未来に向けて-（金沢市、令和2年）

<金沢市の家具・装備品製造業の事業所数と出荷額>



出典：工業統計調査

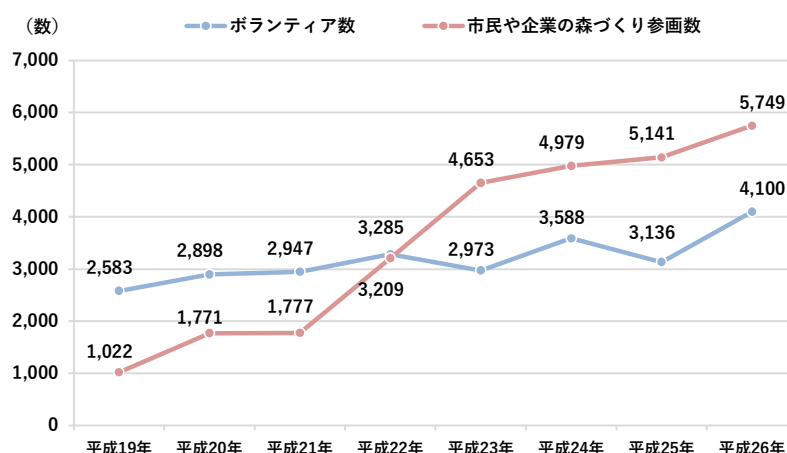
② 木の文化に関わる活動

仕事と生業となっている他、市民活動等においても木の文化を支える活動が行われています。

市民や企業が行う森づくり活動や森林ボランティアの参加者数は増加しており、協働による森づくりの推進に向けた、金沢市の森づくりサポートバンク登録者は75団体、6730名（令和3年度時点）となっています。



<森づくり活動の取組状況>



資料：森林再生課調べ

（４） 暮らしの中における木の文化の課題

木の文化に関わる仕事をする人材の確保

木の文化を進めるうえで、広く木に関わる仕事に携わる人がいることが望まれます。

木を使った製品の生活へ取り入れる

家庭や職場など、身近な暮らしの中で、木を使った製品を取り入れ、木を身近に感じることが、木の文化を進めるうえで望まれます。

事業活動に木を活かす

木の製品を新たに開発したり、これまでの製品技術と組み合わせることで新たな価値を生み出す等、木の特性を活かした製品等を作り出し、生業とすることで木の文化をさらに身近に、また深化させることが望まれます。

3. 木の文化都市を構成する建物・空間の現状と課題

金沢市には、歴史的建築物や庭園が多く残されています。特に金澤町家は、金沢市の文化的景観を形成する重要な要素となっています。また、近年全国的に木造建築の拡大が求められており、法律改正等により、中高層大規模の建築物が実現できるようになってきていますが、金沢市での実績は少ない現状にあります。

さらに、金沢市の豊かな街路樹や公園の維持活用とともに、今後は街路空間等にも魅力向上のため、木の質感を活かしたストリートファニチャー等でのしつらいも期待されます。

(1) 木の文化を担う歴史的建築物や庭園の継承

① 金沢市の歴史的建築物

金澤町家の現状

金沢市は、地域に残る歴史上価値の高い建造物や歴史的なまちなみ、歴史と伝統を反映した人々の生活や伝統文化が一体となって形成される良好な環境を色濃く残し、それらを活かしたまちづくりを進めてきました。

町家、武士系住宅、近代和風住宅などに分類される金澤町家は、近世から昭和 25（1950）年までに建築されたものと定義され、旧城下町区域を中心として市内に広く約 6,000 棟が残り、金沢の景観に大きく寄与しています。



町家（旧涌波家住宅・金沢市）



武士系住宅（越村邸）

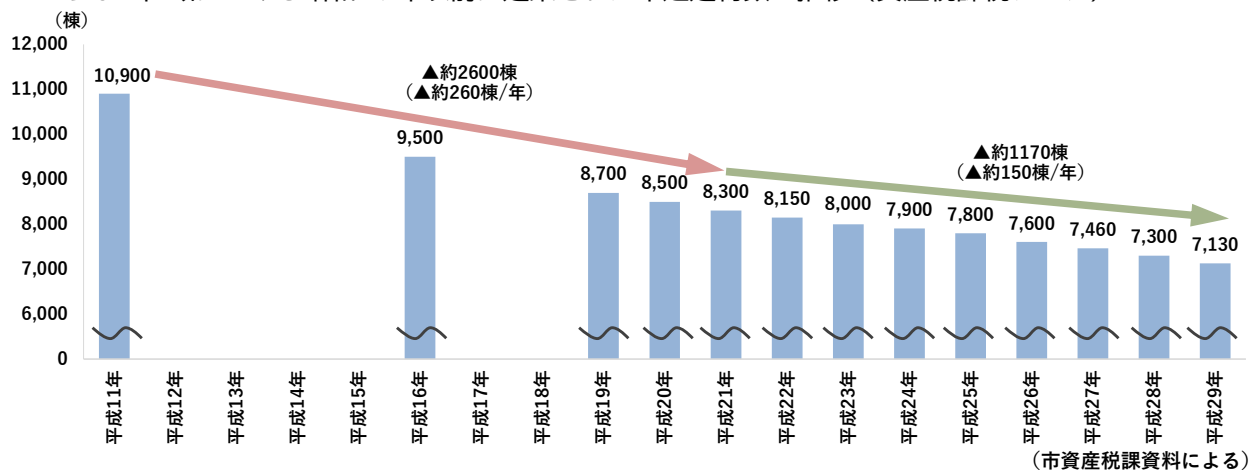


近代和風住宅（旧佐野家住宅・金沢市）

金沢市では、金澤町家の保全と活用のための支援事業を実施し、平成 11（1999）年から平成 21（2009）年の 10 年間に戦前建築物は約 2,600 棟減失していたのに対し、金沢市歴史的風致維持向上計画（平成 20（2008）年度～29（2017）年度）認定後の平成 21（2009）年から平成 29（2017）年の 9 年間での減失数は約 1,170 棟と、毎年の減失棟数の減少傾向がみられます。

しかし依然として年間約 100 件が減失しており、所有者の維持、修繕の負担や世代間意識の相違、相続の発生により取り壊されることもあり、さらなる金澤町家の保全、活用に関する施策の充実が望まれます。

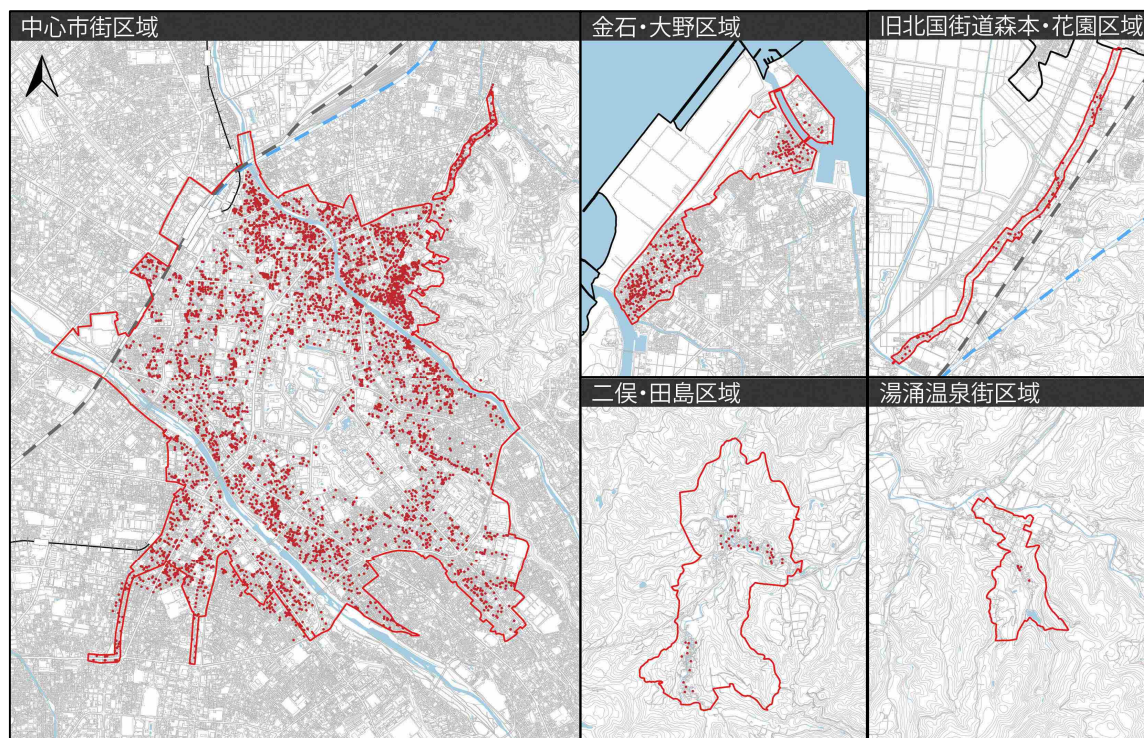
<まちなか区域における昭和 20 年以前に建築された木造建物数の推移（資産税課税データ）>



(市資産税課資料による)

出典：金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）

<金澤町家保全活用推進区域と現存する金澤町家の分布(令和4(2022)年調査時点)>



出典：金澤町家保全活用推進基本方針（令和5年3月改訂）

金澤町家保全活用の取組

これまでの金澤町家の保全活用策としては、平成 19（2007）年に「金澤町家継承・利用活性化基本計画」を策定し、金澤町家再生活用モデル事業を経て、平成 22（2010）年には建物内部の改修も対象とした「金澤町家再生活用事業」を創設しました。

また、流通を促進するために物件情報を掲載する「金澤町家情報バンク」や「金澤町家流通コーディネート事業」を展開し、NPO法人金澤町家研究会と連携して官民協働で取組を進めています。平成 25（2013）年には「金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例」を制定し、これらの取組の継続的な推進を図るとともに、令和元（2019）年には一部改正し、特に大切な金澤町家の保全を図るための特定金澤町家の登録制度、及び取り壊される金澤町家の新しい活用策を協議するための 90 日前の解体事前届け出制度を導入しています。

<金澤町家に関する主な取組事項>

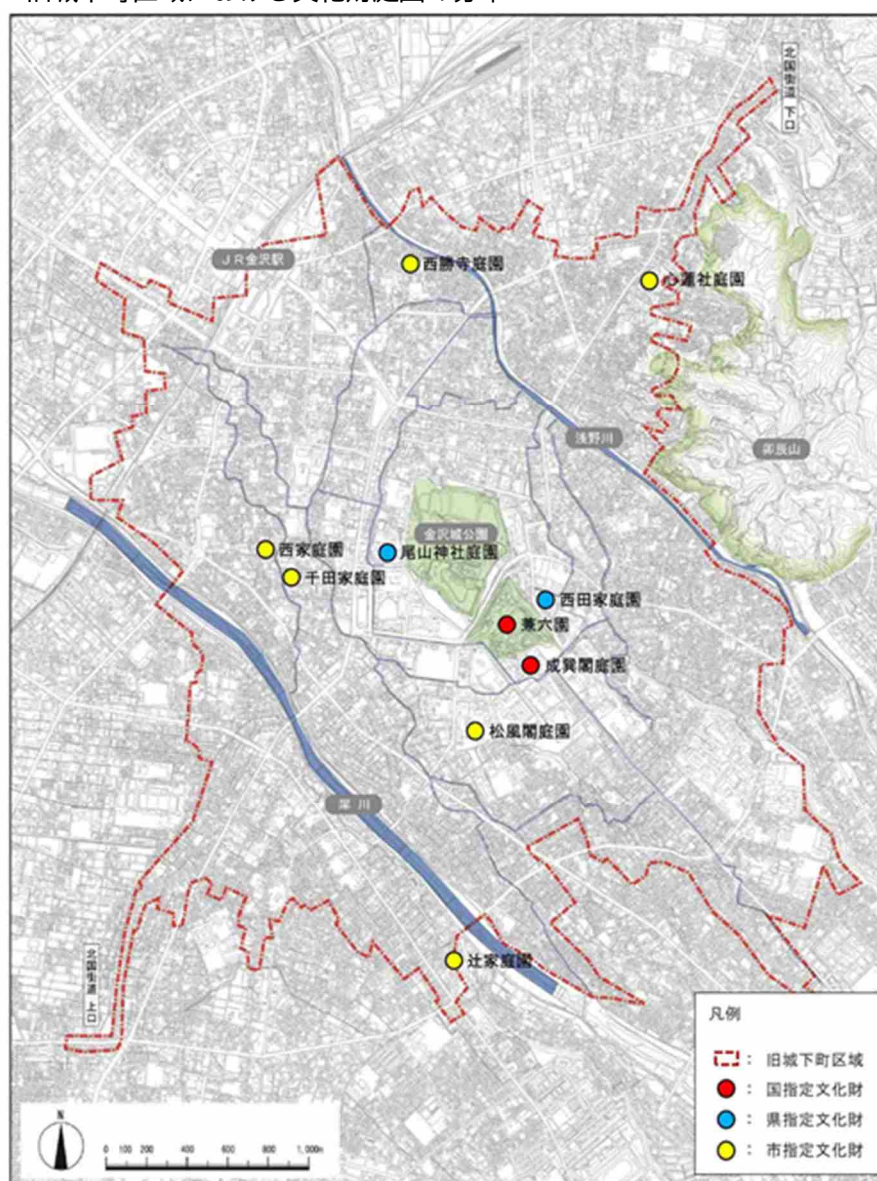
年次	取組事項
2007 年度	金澤町家継承・利用活性化基本計画の策定
2008～2009 年度	金澤町家再生活用モデル事業の実施
2010 年度	金澤町家再生活用事業の創設
2013 年度	金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例の制定 金澤町家保全活用推進基本方針の策定
2016 年度	金澤町家情報館の開館
2019 年度	特定金澤町家の登録開始 金澤町家の大規模改修・解体時の事前届け出制度開始
2022 年度	金澤町家保全活用基本方針の改定

② 金沢市の歴史的庭園

金沢市は、3つの丘陵と、その間を流れる犀川、浅野川の2つの河川からなる起伏に富んだ地形が、豊かな自然環境を形成しています。また、市内を流れる50以上の用水や、自然を巧みに取り込んだ数多くの庭園など緑豊かな環境は、市民の心に潤いと安らぎを与えています。こうした自然と都市の調和の上に、まちなみ景観や生活様式が育まれました。

金沢市には、国の名勝となっている兼六園や成異閣庭園のほか、県指定の庭園が3件、金沢市指定では6件の庭園が文化財として位置付けられています(令和4年度末現在)、また、金沢市では平成14(2002)年度に「金沢市庭園保存調査委員会」を設置し、庭園の現地視察や詳細調査などを通して、多角的な視点から議論が行われています。豊かな自然やその恵みを次世代に受け継いでいくため、これらの歴史的庭園の保全が必要となります。

<旧城下町区域における文化財庭園の分布>



出典：金沢市庭園調査報告書 長町地区・里見町地区・菊川地区

(2) 木の文化の創出に向けた新たな木造建築

① 木造建築に関する国・石川県の動向

近代以降、関東大震災や伊勢湾台風などの大規模な自然災害での、木造建築の被災により、都市部での木造建築に対して、多くの制限が提唱されてきました。そのため、戦後制定された建築基準法においても、木造建築に対しては規模や用途、立地の面から防耐火の基準が設けられていました。

しかし、近年、地球温暖化の防止、循環型社会の形成などの観点から、木造建築の意義が見直されています。二酸化炭素排出削減の面からみると木材は、製造・加工時のエネルギー消費が鉄やコンクリート等の建築資材よりも比較的少ないとされています。

このような中で、技術の進展に伴い、昭和

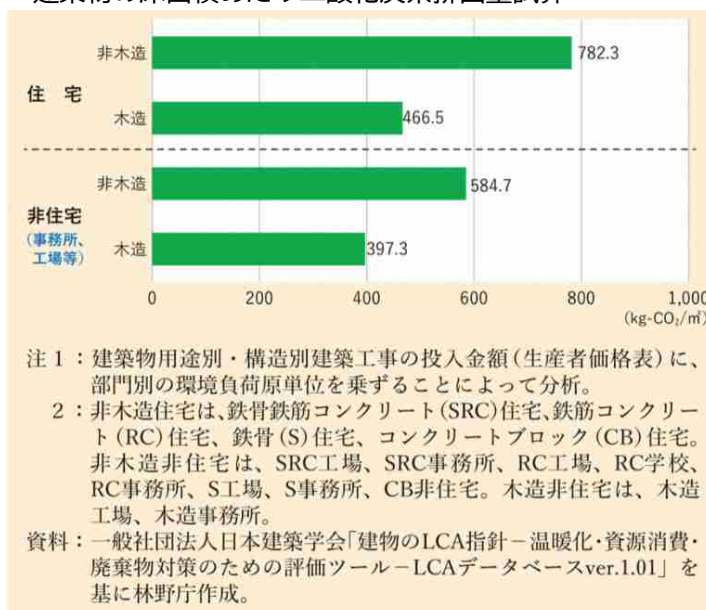
62（1987）年に、燃えしろ設計が導入され、大規模木造建築物が可能になり、その後も、現在に至るまで様々な、木造建築の普及に向けた建築基準法の改正が実施されています。

また、平成 22（2010）年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されて以降、国では基本方針を策定し、公共建築物における木材の利用に取り組み、さらには、令和 3（2021）年に民間建築物での木造建築拡大を目指し、同法の対象を拡大した「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号）が施行されるなど、官民両方での木造建築の拡大に向けた取組が進められています。

<木材利用推進に向けた国の動き>

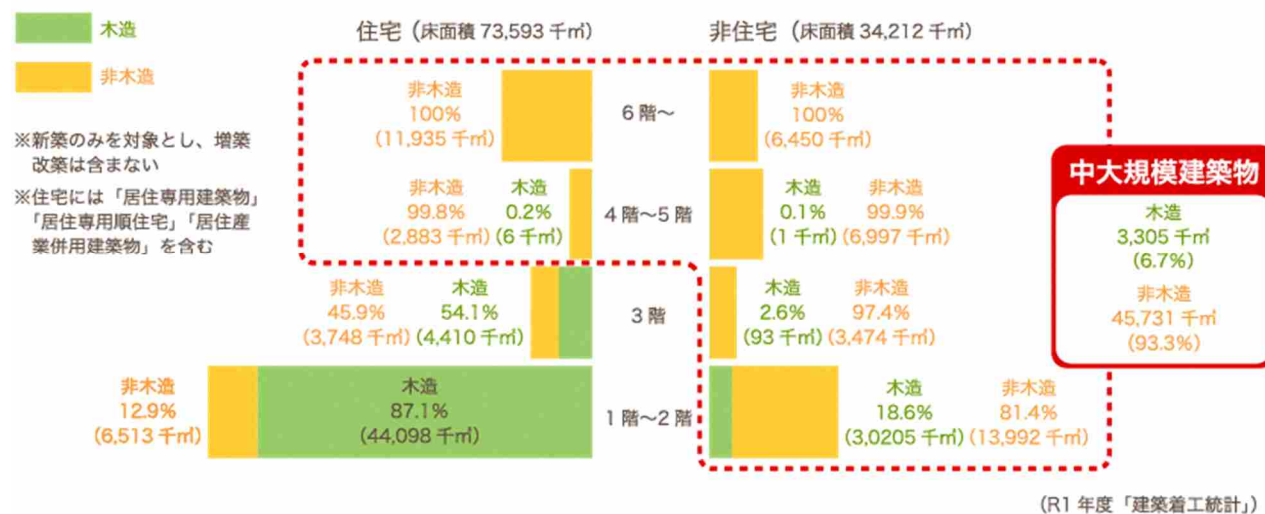
年次	概要	
1987 年	建築基準法改正	・燃えしろ設計の導入 等
1998 年	建築基準法改正	・性能規定化によって木造の耐火建築物の建築が可能 等
2010 年	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行 ・林業の持続的かつ健全な発展を図るために、公共建築物等の木材利用について定める ・国、地方公共団体が木材利用に取り組む基本方針について定める	
2019 年	建築基準法改正	・耐火構造等としなくてもよい木造建築物の規模が高さ 13m 以下かつ軒高 9m 以下から高さ 16m 以下かつ 3 階以下に見直し ・耐火構造等とすべき場合でも、必要な措置を講ずることにより木材を現して使うことなどが可能 等
2021 年	「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」施行 ・法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大 ・農林水産省の特別の機関として、農林水産大臣を本部長、関係大臣（総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣等）を本部長とする木材利用促進本部を設置	

<建築物の床面積あたり二酸化炭素排出量試算>



出典：森林・林業白書（令和 3 年度）

<中大規模木造建築物>



出典：中大規模木造建築ポータルサイト (<https://mokuzouportal.jp/>)

国では、低層の住宅では既に木造率が高いことから、これまで木造によることが少なかった低層の非住宅や中高層の住宅・非住宅用途の中大規模建築について特に木造化の取組を進めています。

また、石川県では国の法改正等を踏まえ、令和4(2022)年3月に「石川県内の建築物・公共土木工事等における木材利用方針を改正し木造化・木質化に向けた取組を進めており、さらに木造建築物の普及に向け、「いしかわ木に親しむまちづくり塾」として、建築物の木造化・木質化に必要な知見を有する木造建築に携わる設計者等の育成を進めています。

② 金沢市の木造建築の現状

金沢市における、木造建築の現状について、既存の建築物と新築される建築物について現状を整理しました。

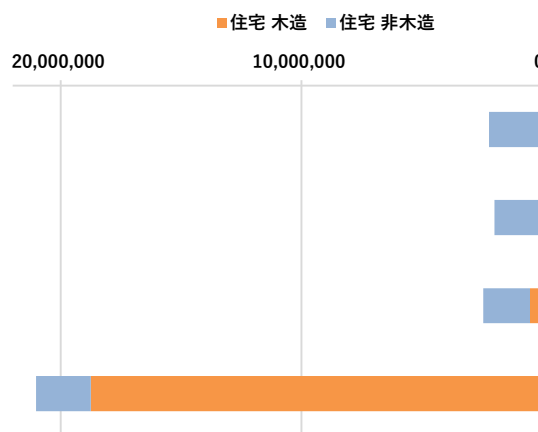
既存の木造建築の状況

金沢市内に存在している建築物の現況をみると、2階以下の低層住宅がその多くを占め、さらにこれらの木造率は9割近くと高くなっていることがわかります。一方で、3階以上の住宅及び、非住宅ではその多くが非木造である現状がわかります。

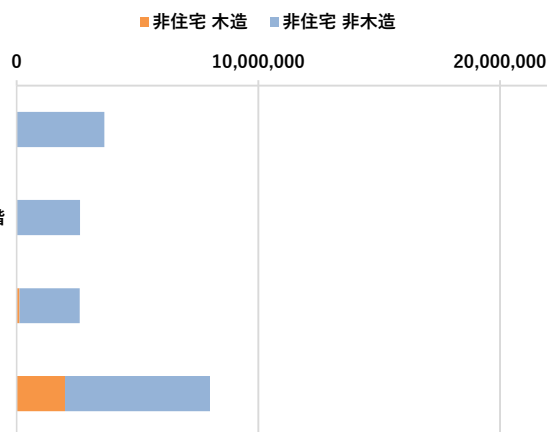
<金沢市内の木造（木造+土蔵造り）の比率（面積比）>

	住 宅			非住宅		
	木造(m ²)	非木造(m ²)	木造割合	木造(m ²)	非木造(m ²)	木造割合
1～2階	18,757,493	2,278,804	89.2%	1,995,996	5,999,704	25.0%
3階	507,633	1,934,226	20.8%	129,022	2,477,889	4.9%
4階～5階	1,315	1,971,925	0.1%	1,866	2,616,002	0.1%
6階～	0	2,210,229	0.0%	0	3,635,159	0.0%
全 体	19,266,441	8,395,183	69.7%	2,126,884	14,728,754	12.6%

<既存住宅階数別 木造割合（面積比）>

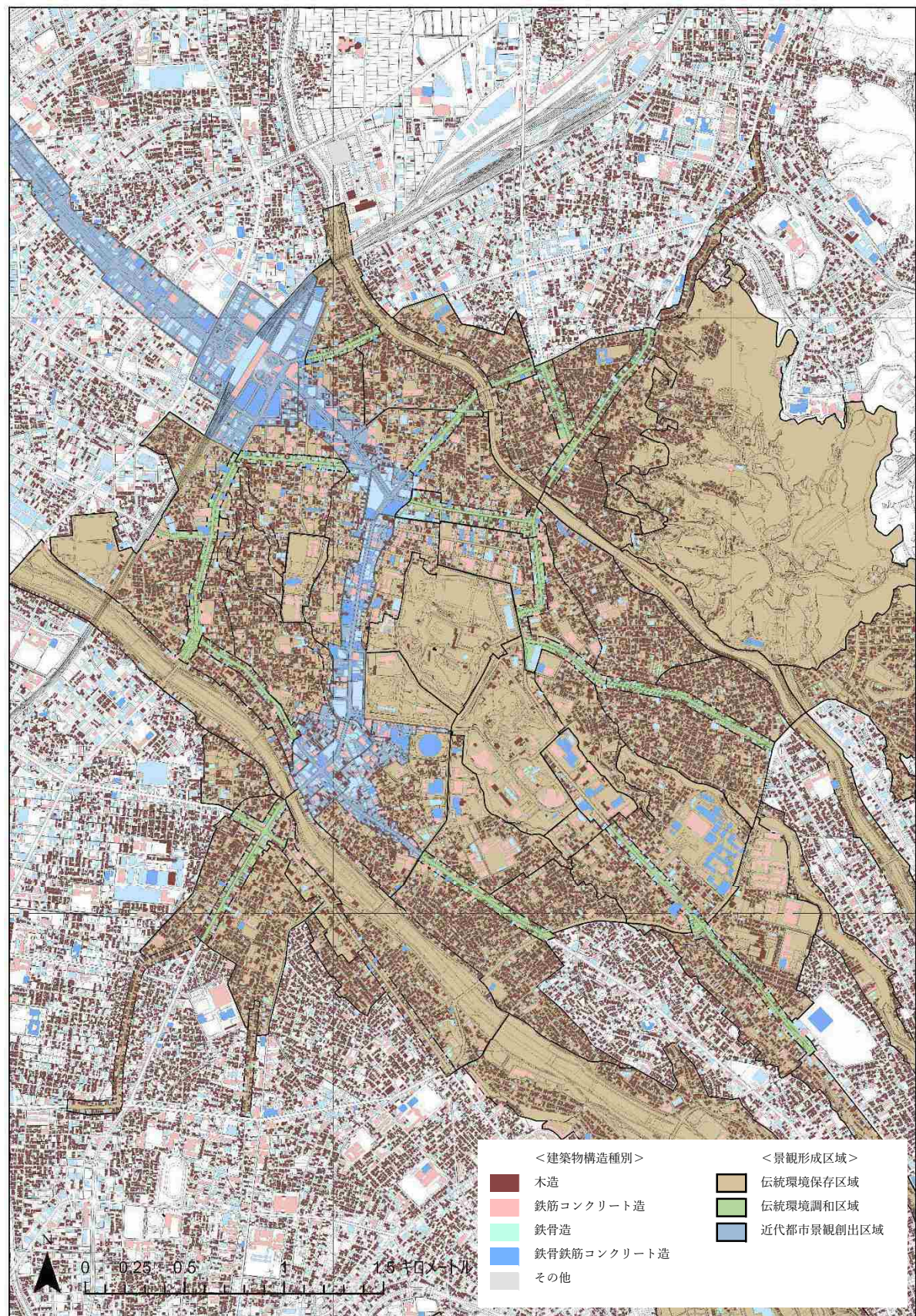


<既存非住宅階数別 木造割合（面積比）>



出典：都市計画基礎調査（令和3年度）

<まちなか区域における建物構造分布図>



出典：都市計画基礎調査（令和2年度）

新築の木造建築の動向

金沢市内での直近5年間の新築動向をみると、延べ床面積でみた全体の木造率は5割程度で推移しています。この内訳をみると、住宅に関しては7割前後が木造である一方で、非住宅については、1割程度にとどまっています。

一方で金沢市には、平成17(2005)年に、全国的にも先進的な木質ハイブリッド構造5階建ての事務所ビルが建築された事例があり、また近年、3階建の木造ホテルや、木造を含む混構造の事務所等も建築されるなど新たな取組が見られます。

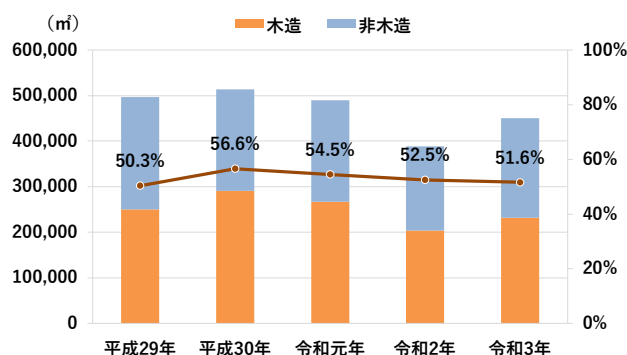


<金沢市内の木造（木造＋土蔵造り）の比率（面積比）>

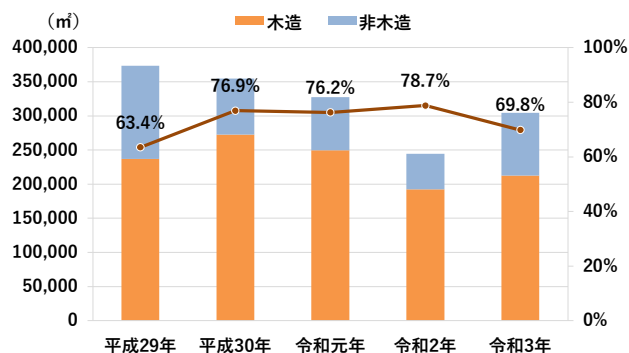
年	合計	全建物（㎡）			住宅（㎡）			非住宅（㎡）		
		木造	非木造	木造率	木造	非木造	木造率	木造	非木造	木造率
H29	496,942	250,098	246,844	50.3%	236,938	136,524	63.4%	13,160	110,320	10.7%
H30	513,906	290,736	223,170	56.6%	272,578	81,957	76.9%	18,158	141,213	11.4%
R01	489,595	266,765	22,830	54.5%	249,684	77,798	76.2%	17,081	145,032	10.5%
R02	388,081	203,674	184,407	52.5%	192,275	51,950	78.7%	11,399	132,457	7.9%
R03	449,904	232,030	217,874	51.6%	212,620	91,941	69.8%	19,410	125,933	13.4%

出典：金沢市着工統計

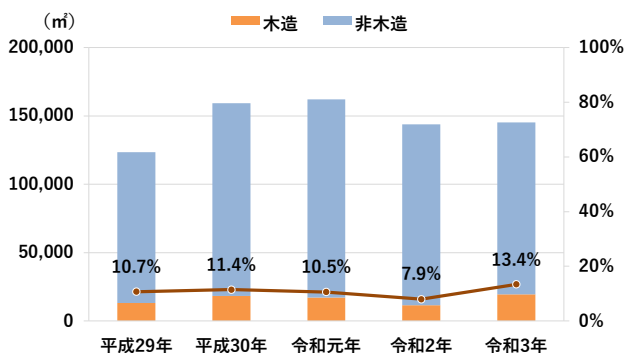
<新築全建物木造率（面積比）>



<新築住宅木造率（面積比）>



<新築非住宅木造率（面積比）>



出典：金沢市着工統計

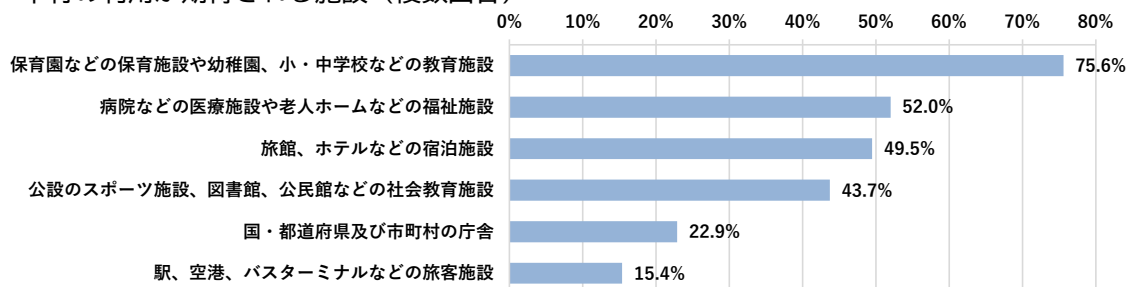
③ 公共建築物の木造木質化の現状

国・石川県の状況

内閣府が行った調査では、木材の利用が期待される施設として、8割近い方が、「保育園などの保育施設や幼稚園、小・中学校などの教育施設」を挙げているなど、公共建築物の木材利用が望まれていることがわかります。

全国の公共建築物の木造化率（延べ床面積）をみると令和2（2020）年度で13.9%となっています。また、低層（3階建て以下）の木造率は29.7%となっており、低層の公共建築物において木造化が進められています。石川県においても、低層（3階建て）の公共建築率の割合は増加しているものの、公共建築物全体の木造化率は横ばい状態となっています。

<木材の利用が期待される施設（複数回答）>



出典：森林と生活に関する世論調査（内閣府、令和元年度）

<日本の建築物の木造率（全体）>

全体 【延べ床面積ベース】	令和元年度		令和2年度	
	合計(㎡)	木造率(%)	合計(㎡)	木造率(%)
建築物全体	124,932,929 54,830,300	43.9%	114,299,670 49,774,984	43.5%
公共建築物	12,603,909 1,744,907	13.8%	11,720,704 1,631,308	13.9%
国	559,441 13,526	2.4%	883,340 11,618	1.3%
都道府県	1,382,975 48,720	3.5%	1,122,432 48,436	4.3%
市町村	3,896,806 312,383	8.0%	3,617,522 316,220	8.7%
民間と個人	6,764,687 1,370,278	20.3%	6,097,410 1,255,034	20.6%

上段：新築等に係る床面積の合計 下段：うち、木造の床面積の合計

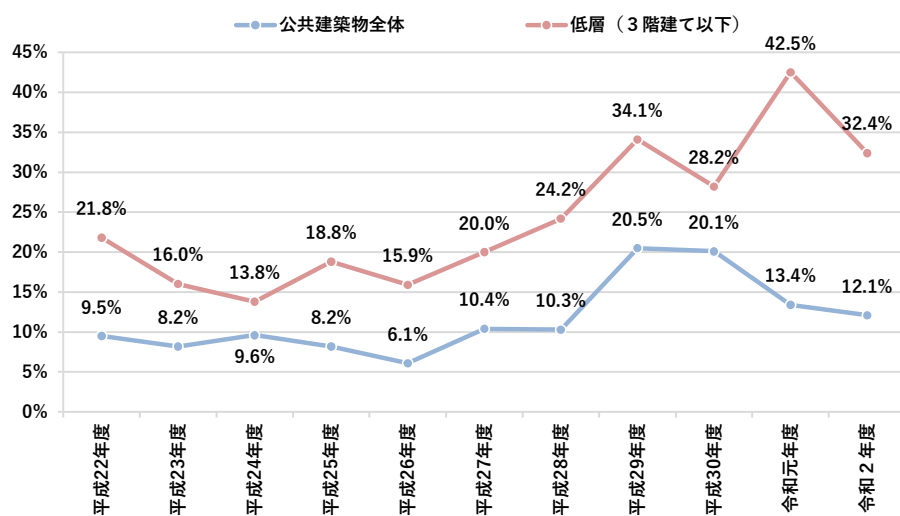
<日本の建築物の木造率（低層（3階建て以下））>

低層（3階建て以下） 【延べ床面積ベース】	令和元年度		令和2年度	
	合計(㎡)	木造率(%)	合計(㎡)	木造率(%)
建築物全体	79,532,690 51,806,426	65.1%	71,745,432 47,188,870	65.8%
公共建築物	5,119,591 1,456,839	28.5%	4,572,032 1,359,417	29.7%
国	133,070 5,593	4.2%	97,891 6,934	7.1%
都道府県	261,195 26,184	10.0%	268,493 27,319	10.2%
市町村	1,538,567 248,329	16.1%	1,368,306 235,515	17.2%
民間と個人	3,186,759 1,176,733	36.9%	2,837,342 1,089,649	38.4%

上段：新築等に係る床面積の合計 下段：うち、木造の床面積の合計

出典：森林・林業白書（令和3年度）

<石川県における公共建築物の木造化率の推移>



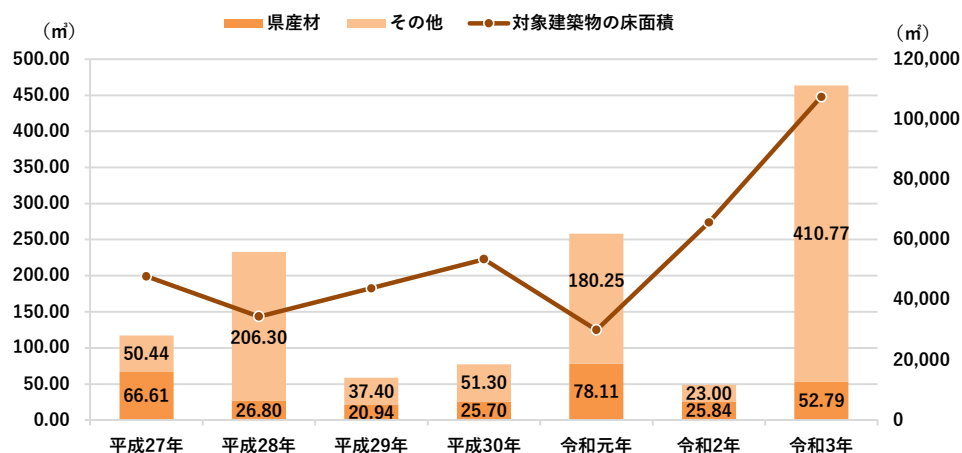
出典：林野庁「都道府県別主体別公共建築物の木造率資料（令和2年度）」をもとに作成

金沢市の公共建築の状況

金沢市による公共工事では木造建築物はほとんどないものの、木質化については積極的に取り組んでいます。

<金沢市の公共建築の木質化の状況>

年度ごとのばらつきが大きいですが、近年小学校等での木質化の影響もあり、木材使用量は増加している傾向です。ただし、県産材（金沢市産材含む）の使用量は最大の令和元（2019）年度でも、80m³弱となっており使用量の30%程度となっています。



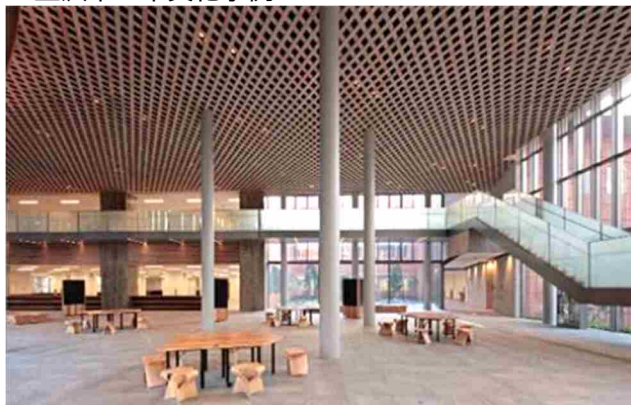
出典：木材使用量調査

<近年の主な木材使用公共工事※>

年度	主な工事
H27	金沢市城北市民運動公園屋内プール建設工事（建築工事）／緑住宅建設工事第2期（建築工事）旧平尾家住宅移築修理工事
H28	泉小学校校舎新築工事／泉小学校屋内運動場新築工事／旧平尾家住宅移築修理工事
H29	（なし）
H30	緑住宅建設工事第3期（建築工事）
R01	森山町小学校校舎改築工事／金沢市第二本庁舎建設工事（建築工事） 金沢市立泉中学校屋内運動場改築工事（建築工事）／建築文化拠点施設建設工事（建築工事）
R02	（なし）
R03	金沢市立中央小学校校舎建設工事／金沢市立犀桜小学校校舎新築工事／泉野福祉健康センター改築工事／金沢市長選挙及び金沢市議会議員補欠選挙ポスター掲示場 総合体育館第2競技場床等改修工事／緑住宅建設工事第4期（建築工事）／金沢市立中央小学校屋内運動場建設工事

※全体の上位10%の木材使用量を有する工事を抜粋

<金沢市の木質化事例>



金沢市役所第二本庁舎



金沢市立朝霧台小学校（令和5年4月開校）

<金沢市の公共建築の木造建築率>

金沢市による公共工事での建築物の構造を見ると、各年度で全体の規模が異なり、単純に多寡を判断はできませんが、平成29、30（2017、2018）年に小規模な木造があるものの、直近3年間では木造の実績がない現状です。

<金沢市公共工事（建築）構造別 新築整備状況（延べ㎡）>

年	木造	非木造	全体
H29	36	27,752	27,788
H30	36	13,140	13,176
R01	0	5,056	5,056
R02	0	28,718	28,718
R03	0	29,170	29,170

出典：着工統計

(3) 木の文化を生み出す緑・緑地

① 緑が持つ多面的な機能の活用に関する国の動向

令和4年版国土交通白書では、緑豊かな都市環境の形成を図るために、公園、緑地、農地等のオープンスペースの多面的な機能を発揮することが求められています。

また、脱炭素社会実現の観点からも、緑地は二酸化炭素の吸収源として温暖化の緩和に貢献するものであるとされています。

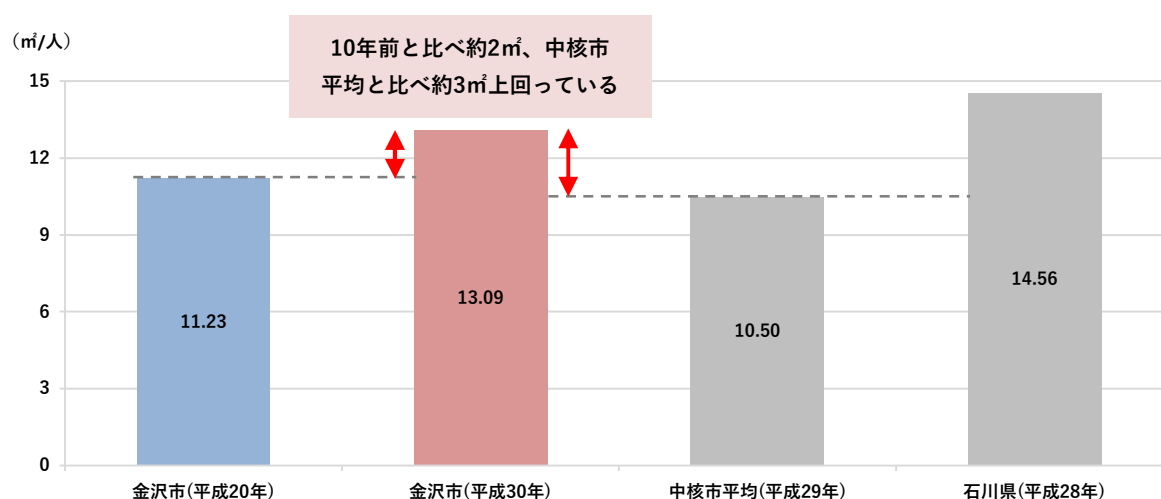
② 金沢市の緑・緑地の現状

都市公園の緑

金沢市の公園緑地は、土地区画整理事業による市街化の進展等に伴い、平成30(2018)年時点で842箇所、623.0haが整備されており、10年前に比べ、箇所数は89箇所、面積は約70ha増加しています。

一人当たりの都市公園面積は10年前に比べ約2m²増加し、全国の中核市平均より約3m²上回っており、整備水準は高い状況にあります。

<一人当たりの都市公園面積の比較>



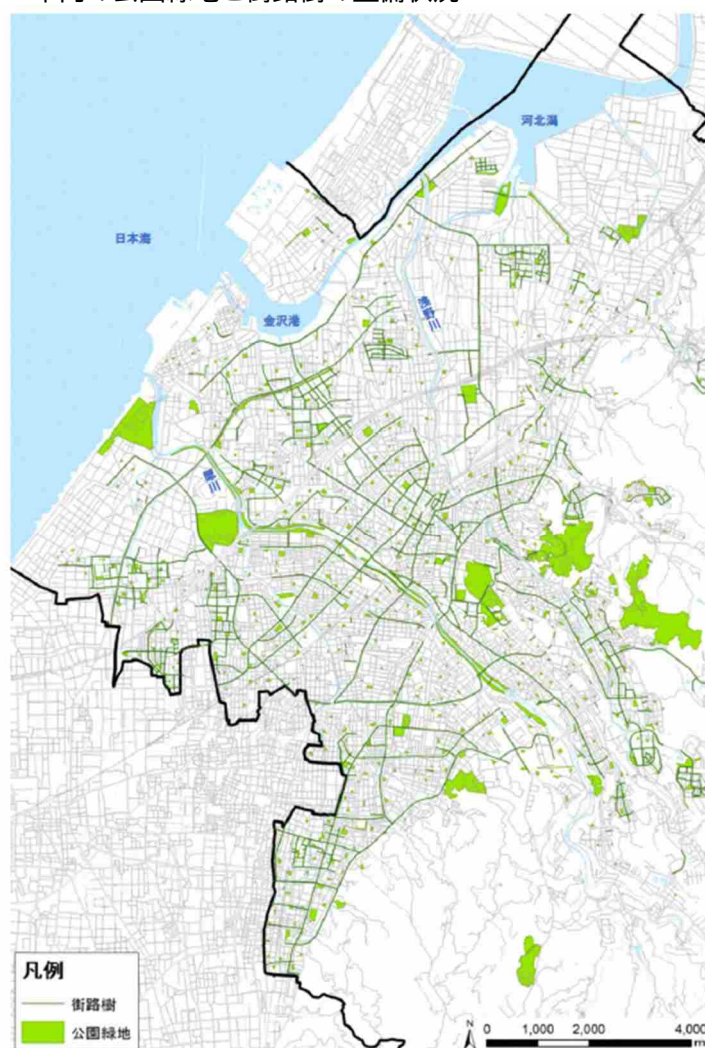
出典：金沢市緑のまちづくり計画

街路樹の緑

市が管理する街路樹としては、幹線道路を中心として総延長約 256km（図上計測値）が整備されており、高木 28,420 本、低木 453,000 本が植栽されています。

しかし、植栽から長年経過し、巨木化した街路樹による歩道部の根上り現象をはじめ、樹勢に衰えがある樹木や街路樹の連続性が途切れている区間が存在しています。

<市内の公園緑地と街路樹の整備状況>



出典：金沢市緑のまちづくり計画

また、金沢市では、金沢城公園や兼六園をはじめ、地域に親しまれてきた大木やまちの移り変わりを見つめてきた樹木等、先人たちから受け継いできた歴史文化を反映している緑を有しています。

これらの緑は、適切な維持管理をはじめ、復元整備や本多町歴史文化ゾーンの面整備、保存樹や景観樹の指定等により、その魅力や価値を保全してきています。

<保存樹及び景観樹等の指定状況>

指定	数量
保存樹（保存樹林）	132 本（56 箇所）
景観樹（景観樹林）	13 本（1 箇所）

出典：金沢市緑のまちづくり計画



保存樹（神明宮のケヤキ）

（４）街路空間等への木の利用

街路空間等に木を感じさせる手法

世界中の多くの都市で、街路空間を車中心から”人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組が進められています。

これらの取組は都市に活力を生み出し、持続可能かつ高い国際競争力の実現につながっています。国では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」でウォーカブルなまちづくりを推進しています。これらの手法として、事例では、木製のストリートファニチャーやデッキが使用されているものも多く、街路空間への木の活用が望まれます。



Honeycomb Square（静岡市）
出典：ウォーカブルポータルサイト



machōru(まちよーる)（福山市）
出典：福山市 HP

（５）木の文化都市を構成する建物・空間の課題

歴史的建築物や歴史的庭園の保全

金澤町家をはじめとする、歴史的建築物保全のための取組がなされていますが、失われているものも多く、これまでの取組を継続することが求められます。

木造建築物の普及

全国的に非住宅での木造の拡大が期待されています。金沢では民間建築において３階建て以上の木造建築が一部で挑戦されているものの非住宅での木造は例がまだ少なく、今後さらなる普及が期待されます。

住宅においては、木造が多いものの、木の文化都市を目指すうえで、木の文化を継承し創出するような住宅が求められています。

既存・新築建築物での木質化の推進

木造・非木造を問わずに、内外装の木質化により木材を利用し、木を感じられる建築物が実現できます。既存、新築を問わずに木質化の推進が望まれます。

緑空間の維持・充実

金沢市の一人当たりの緑地面積は充実しています。木の文化都市を目指すうえで、現在の価値を維持しつつ、さらなる充実が期待されます。

街路空間等の木を感じさせるしつらえの創出

全国では歩行空間に木を感じさせるしつらえを設け、賑わいの創出等に取り組む事例が出てきています。

4. 木の文化を支える森の現状と課題

金沢市の6割は森林ですが、林業で得られる収益の低さや、管理者の高齢化により、森林の管理が行き届いていない状況がみられます。そのため、森林の適正な管理と森林資源の活用を進めることで、森とユーザー相互に利益が生まれるような仕組みづくりが取り組まれています。

(1) 森林の管理と森林資源の活用を促す国や県の動向

① 国の動向

令和3(2021)年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、再造林等により森林の適正な管理を図りながら、森林資源の持続的な利用を一層推進して引き続き林業・木材産業の成長産業化に取り組むことにより、社会経済生活の向上とカーボン・ニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととしています。

グリーン成長の実現に向けた木材利用の拡大に当たっては、関係者が協力し、効率的なサプライチェーンを構築して相互利益を拡大しつつ、再造林につなげるとの視点を共有し努力していくことが期待されています。

② 石川県の動向

平成30(2018)年「石川県県産材利用促進条例」が施行されました。この条例は、木材等の産出はもとより、県土の保全や水源の涵養など森林の有する多面的機能の持続的な発揮のため、県産材の利用促進に関する多様な取組を総合的に推進することを目的としています。

この条例に基づき、住宅における県産材製品のシェア拡大、公共建築物や民間非住宅建築物などへの県産材利用の促進、県産材製品の普及促進、県産材利用の拡大に向けた試験研究の促進等に取り組が進められています。



石川県産材ロゴマーク
出典：石川県木材利用推進協議会 HP

(2) 石川県の木材の供給量

石川県の木材素材生産量は全国平均以下となっており、製材出荷量も全国的には低い水準となっています。全国トップの都道府県と比較すると、木材素材生産量・製材出荷量共に 3.4%となっています。

<都道府県別木材素材生産量・製材出荷量>

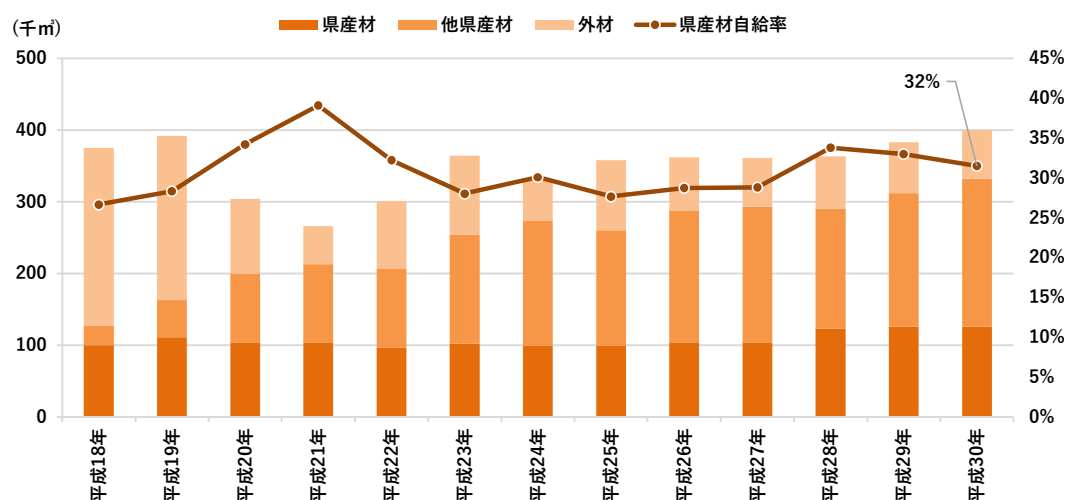
	木材素材生産量	製材出荷量
最大値 (千 m ³)	北海道 (3,163 千 m ³)	広島県 (1,026 千 m ³)
平均値 (千 m ³)	(485 千 m ³)	(164 千 m ³)
石川県 (千 m ³)	石川県 (108 千 m ³)	石川県 (35 千 m ³)

出典：木材需給報告書（農林水産省、令和3年）

県内の木材加工業が消費する原木（丸太）需要量は、近年では、平成 21（2009）年の 266 千 m³ を底に、平成 30（2018）年には 400 千 m³ と増加傾向にあります。その内訳として、県産材が 126 千 m³ と伸び悩む中、他県産材は 109 千 m³ から 205 千 m³ に増加している状況です。

県産材の自給率は平成 30（2018）年で 32%となっており、近年は横ばいで推移しています。

<原木（丸太）需要量と県産材自給率の推移>



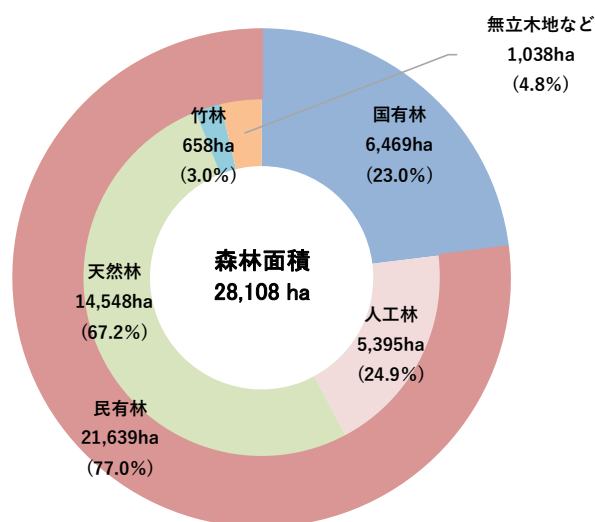
出典：いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2021（石川県、令和3年）

(3) 金沢市における森林を取り巻く現状

① 森林構成

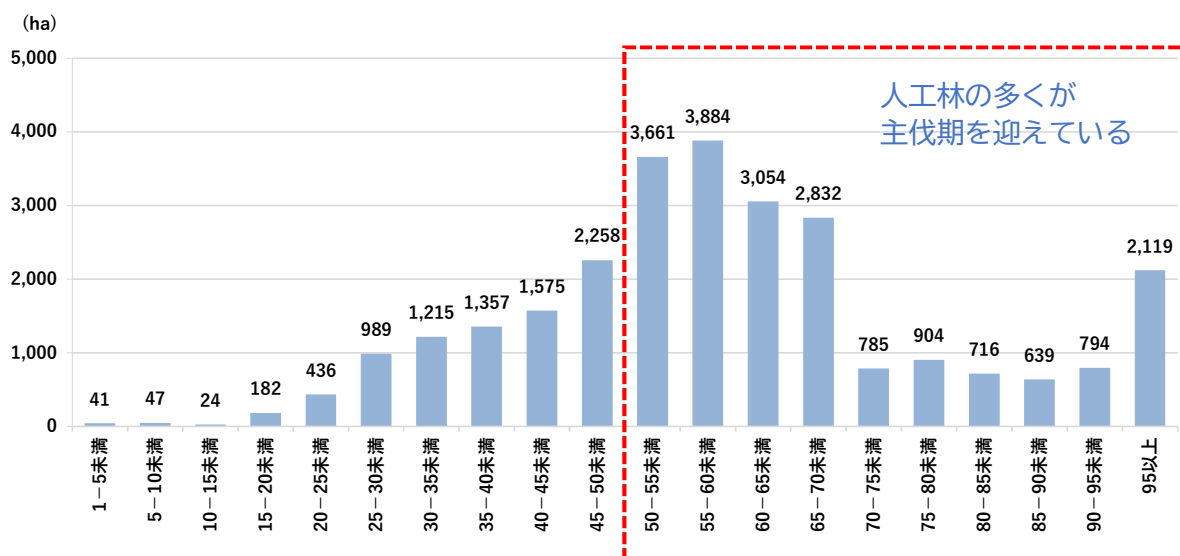
金沢市の森林面積は 28,108ha と、市域面積 46,879ha の約 60%に相当し、そのうち、国が管理する国有林は 23.0%、民有林は 77.0%を占めています。民有林のうち、スギやヒノキ等の人工林が 24.9%、クスギやコナラ等の天然林や竹林が約 70%を占めています。人工林は林齢が 50～70 年未満のものが多く、林齢の若い林が極めて少ない人工林の少子高齢化が懸念されています。

<森林構成>



出典：金沢市森林整備計画書（令和4年）

<齢級別人工林面積>



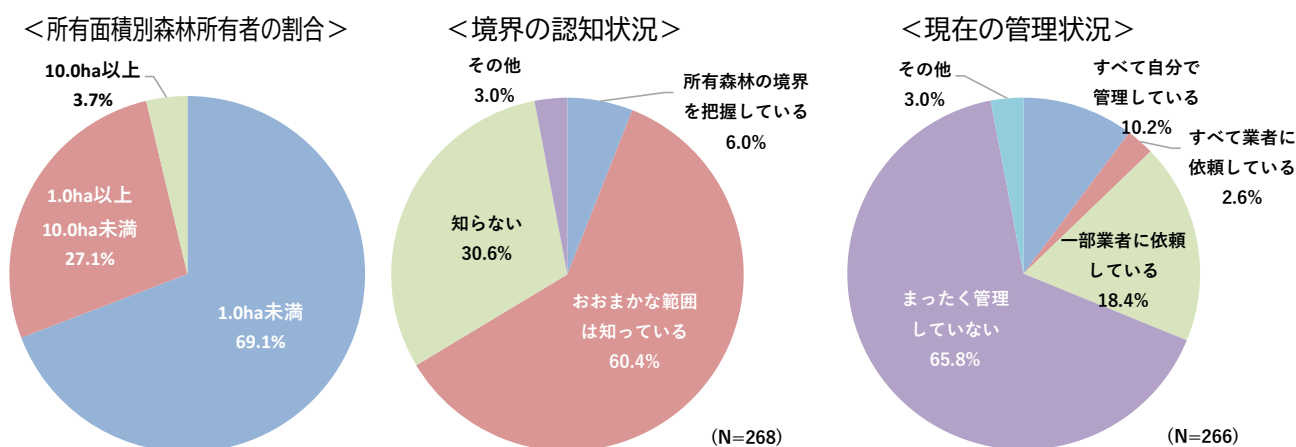
出典：加賀地域森林計画書（石川県、令和4年）

② 森林管理の状況

金沢市の森林所有者のうち、所有面積 10ha 未満の小規模な所有者が全体の 95%以上を占めています。

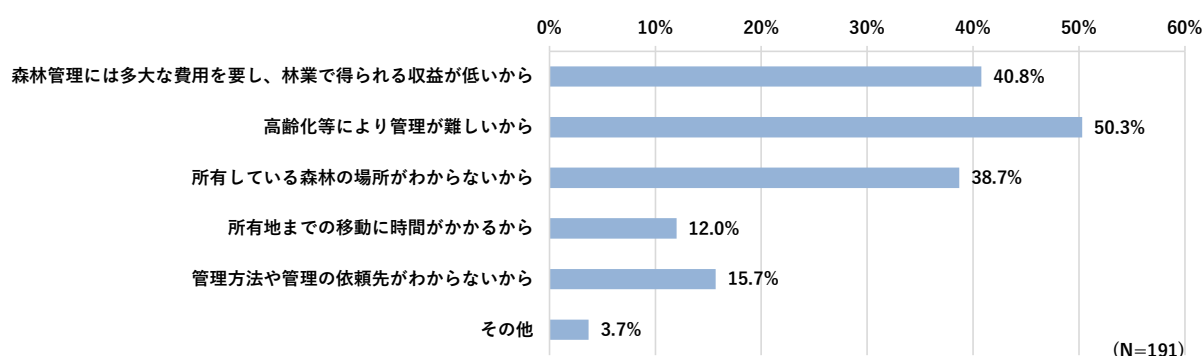
金沢市の森林所有者へのアンケート調査の結果、所有する森林の境界を「知らない」と回答した人が3割以上を占めています。現在の森林の管理状況についての設問には、「全く管理していない」との回答が65%を超えています。「全く管理していない」と回答した人に、今後の森林管理について尋ねたところ、8割以上の人が「管理しない」「考えていない」と回答しています。

森林を管理しない主な理由は、「林業で得られる収益が低いから」「高齢化等により管理が難しいから」「所有している森林の場所がわからないから」等が挙げられており、管理されない森林の増加が懸念されています。



出典：金沢の農業と森づくりプラン 2025、森林所有者アンケート（金沢市、平成 28 年）

<森林を管理しない理由>



出典：金沢の農業と森づくりプラン 2025、森林所有者アンケートより（金沢市、平成 28 年）

コラム：加賀藩 七木の制による森林保護政策

加賀藩では森林保護に関して藩法により、樹種によって伐木を禁止する制度を定めていました。寛文3（1663）年以後、藩領内の加賀・能登・越中三カ国において樹種を変えながら伐採の制限を加えました。最後に定められたのは慶応3（1867）年の松・杉・桤・槻・檜・栂・唐竹の七種の樹木が領内共通の伐木禁止となりました。これがいわゆる「七木の制」であり、幕末まで続いたと言います。

こうした制度ができた背景として、国境の山林において他国者が勝手に伐木したことにより、土石流などの災害が起こることへの懸念があります。また、山間部の主要産業である炭焼きの原料であることや、軍用木としての目的も大きく、実用性の高さから木を守る政策をとっていたことが窺えます。

参考：「生物文化多様性シリーズ5 金沢の庭園がつなぐ人と自然 持続可能なコモンズへの挑戦」
(P.80～P.83)

（４） 木の文化を支える森の課題

森林の適正な管理・保全・整備

森林は、木材生産の場だけではなく、多面的な機能を持つ大切な資源ですが、森林所有者の管理意識の低下等により荒廃が進んでいるため、森林の適正な管理・保全・整備が必要です。

森林資源の活用拡大

森林の再生には、森林資源の循環を促す必要があり、適切に伐採した樹木を積極的に利活用することが求められています。

5. 課題のまとめ

以下に、これまで出された木の文化都市推進のための課題を整理します。

1. 木の文化の普及に向けた課題

- ・木の文化を知り理解する

2. 暮らしにおける木の文化の課題

- ・木の文化に関わる仕事をする人材の確保
- ・木を使った製品の生活へ取り入れる
- ・事業活動に木を活かす

3. 木の文化都市を構成する建物・空間の課題

- ・歴史的建築物や歴史的庭園の保全
- ・木造建築物の普及
- ・既存・新築建築物での木質化の推進
- ・緑空間の維持・充実
- ・街路空間の木を感じさせるしつらえの創出

4. 木の文化を支える森の課題

- ・森林の適正な管理・保全・整備
- ・森林資源の活用拡大

第4章 計画の目指す姿と施策の展開

1. 計画の目指す姿

木の文化を感じられるくらしとまちをつくる

木の文化都市を推進する目標として、目指す姿を定めます。条例において、木の文化は、自然環境、建築物、工芸品、その他木の質感を醸し出すものが、まちなみや、生活に幅広く取り入れられることで形成されるとされています。

このような木の文化を形成する様々な要素を、市民や来訪者が、日々の生活や仕事を通し“くらし”（活動やイベントなどソフト的なもの）と“まち”（建物や街並みなどハード的なもの）の両者からから、様々な機会を感じられる状態が、木の文化が浸透した状態と考えて、木の文化他都市を推進する上での目指す姿とします。

2. 計画の基本方針

本計画では、条例名や基本理念にもある、継承と創出という二つの視点を軸に取組などについて整理し、基本方針として定めます。

（基本理念）

第3条 木の文化都市の継承と創出の推進は、本市において培われてきた木の文化の意義を認識し、これを尊重するとともに、先人たちによって築かれてきた木の文化都市を継承し、かつ、これを磨き高めて新たな有り様を創出し、発展させ、後代へと継承していくことを見据えて行われなければならない。

（1） 継承

- ・これまでの木の文化の継承：金沢市において培われてきた木の文化の意義を認識し、これを尊重するとともに、先人たちによって築かれてきた木の文化都市を継承していきます。
- ・これからの木の文化の継承：これまでの木の文化を後代へと継承していきます。

（2） 創出

- ・新たな木の文化を創出する：継承された木の文化を下敷きに、これらを磨き高めて新たな有り様を創出していきます。

3. 施策の方向性

方向性1 木の文化を知る・理解する

木の文化を推進するうえで、市民、事業者が広く関心をもち、木の文化について理解を深めることが重要となります。

方向性1では「木の文化を知る・理解する」として広く木の文化に関する情報発信と、木の文化に触れる体験機会の提供を行います。

【関連する計画等】

金沢市森づくり基本方針（2003）／森からはじまる金沢のミライ（2021）

金沢の農業と森づくりプラン 2025（2016）

■具体的な取組

（1）木の文化について情報を発信する

- ア）市民、事業者らに広く木の文化の情報を発信し理解を広める
- イ）次世代に木の文化を発信する

（2）木材や森林等に触れる機会を提供する

- ア）市民、事業者らに木材や森林に親しむ機会を提供する
- イ）次世代が木材や森林に親しめる機会を提供する

<条例関係箇所>

（木の文化都市の継承と創出の推進に取り組む意識の醸成）

第8条 市は、木の文化都市の継承と創出の推進について、市民及び事業者の理解と関心を深め、その意識の醸成を図るため、普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（人材等の育成）

第15条 第1項、第2項 略

3 市は、子どもをはじめ広く市民が木に親しむとともに、木の文化都市についての理解と関心を深めるよう、木と触れあう場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(1) 木の文化について情報を発信する

■概要と考え方

講演会やシンポジウム、展覧会等を実施し、市民事業者らに対し、広く木や森林の特性、木の文化に取り組む意義等を発信することで、理解を広めます。

ア. 市民、事業者らに広く木の文化の情報を発信し理解を広める

■具体的施策

- ・ 森や木材利用に関する専門家らを招いたシンポジウム等の実施
- ・ 谷口吉郎・吉生記念 金沢建築館等での木に関連する展示の実施
- ・ 木の文化都市をテーマとしたセミナーやワークショップの開催
- ・ 間伐材の周知活動

イ. 次世代に木の文化を発信する

■具体的施策

- ・ 木育の推進
- ・ 図書館等での子どもを対象とした木の文化発信
- ・ 小学校教材の作成



木の文化都市・金沢 市民シンポジウム（令和3年）



第5回企画展「木で創るーその蓄積と展開ー」（令和4年）

（写真提供：谷口吉郎・吉生記念 金沢建築館）

(2) 木材や森林などに触れる機会を提供する

■概要と考え方

体験会やワークショップ等を実施し、市民や事業者及び次世代を担う子ども達に木や森林に親しむ機会を提供します。

ア. 市民、事業者らに木材や森林に親しむ機会を提供する

■具体的施策

- ・各種民間団体によるイベントの開催
- ・先進木造事例の発信
- ・金沢産材を使用した体験教室の開催

イ. 次世代が木材や森林に親しめる機会を提供する

■具体的施策

- ・子どもを対象とした森や木に親しむことができる体験教室の開催
- ・木のおもちゃづくりの機会の提供
- ・木に親しむことができる場の提供



金沢の木育クリスマス・ヴィレッジ（令和3年度）



森のようちえん

方向性２ 木を仕事にする、日々の暮らしに活用する

木の文化都市に向けて取組を進めていくことで、将来的に暮らしや生業の中にも木が溶け込むことが求められます。

木材の産出から建物や家具、道具を作る人をはじめとした、木に関わる様々な分野の仕事に従事する人の生業を盛んにするため、担い手の育成などの支援を進めていきます。

また伝統的な芸能や工芸においては、木に由来する道具や設えを用いたものが多く、木は金沢の文化を育む大切な役割を果たしています。そのため、生活や伝統の中にある慣習や技術、道具などを継承し、さらに発展させることが木の文化の推進にとって重要といえます。

【関連する計画等】

金沢 KOGEI アクションプラン（2020）/金沢市ものづくり戦略（2015 改定版）

■具体的な取組

（１）木に関わり、仕事にする

- ア) 木の文化を継承・創出する担い手を育成する
- イ) 森を生かし、まちとつなぐ担い手を育成する
- ウ) 木の文化を支える様々な分野の仕事をつくる

（２）木をつかった製品・工芸、技術を事業活動に取り入れる

- ア) 製品やサービスなどの事業活動に木を取り入れるよう促す
- イ) 新たな木を活かした製品・工芸を創出する

（３）木をつかった製品・工芸、技術を日々の暮らしに取り入れる

- ア) 木をつかった製品・工芸、技術への理解・関心を深める
- イ) 木をつかった製品・工芸を日々の生活や職場に取り入れるように促す

<条例関係箇所>

（日常生活及び事業活動の中での木の利用）

第 11 条 市は、市民及び事業者が、木の利用の重要性に対する理解と関心を深め、その意義を学ぶ機会及び木に親しむ機会を提供することにより、その日常生活及び事業活動の中で広く木を利用することができるよう環境の整備を図るものとする。

（人材等の育成）

第 15 条 市は、木の文化都市の継承と創出を推進し、又はその支援を行う人材及び団体の育成に努めるものとする。

2 市は、木の文化都市の継承と創出の担い手を育成するため、市民及び事業者に対し、地域間、業種間等における多様な交流の促進、研修等の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(1) 木に関わり、仕事にする

■概要と考え方

木に関わる活動は森林から、これらを使う建築や工芸、さらにはその間をつなぐものまで多岐にわたります。金沢の木の文化を継承し、推進する上では、これらの担い手が不可欠です。

様々な木に関わる担い手を育成し、さらには仕事にもつなげる取組を進めます。

ア. 木の文化を継承・創出する担い手を育成する

■具体的施策

- ・ 伝統工芸に携わる作家等の人材育成
- ・ 金沢職人大学校での職人技術の継承
- ・ 木造耐火建築を設計する民間建築士の育成・支援
- ・ 金沢森林大学校での、森林施業、林産物の生産等を担う実践的な人材の育成

イ. 森を活かし、まちとつなぐ担い手を育成する

■具体的施策

- ・ 市民協働のもりづくりの推進
- ・ 自伐型林業および中山間地域の地域活動の担い手の育成支援

ウ. 木の文化を支える様々な分野の仕事をつくる

■具体的施策

- ・ 歴史的建築物の保全や木材利用の促進を通じた仕事の創出



金沢林業大学校



金沢職人大学校

(2) 木をつかった製品・工芸、技術を事業活動に取り入れる

■概要と考え方

企業らの活動において、職場環境に木を利用した器具を利用したり、植栽を設置する等、積極的に木を取り入れます。

ア. 製品やサービス等の事業活動に木を取り入れるよう促す

■具体的施策

- ・木の文化都市推進事業者登録制度の運営
- ・工芸と消費者をつなぐ人材の育成

イ. 新たな木を活かした製品・工芸を創出する

■具体的施策

- ・木を活かした製品・工芸製作を支援
- ・工房開設の支援
- ・ものづくり相談コーナーの設置
- ・ビジネス化の支援



金沢、つくるプロジェクト



木を活かした製品
「はなもっこ置き時計」(有限会社シーブレーション)
出典：金沢かがやきブランド HP

(3) 木をつかった製品・工芸、技術を日々のくらしに取り入れる

■概要と考え方

木を用いた日用品等を家庭や職場などで利用し、様々な製品・工芸・技術の「使い手」を育成する。また、「作り手」と「使い手」をつなぎ、日常生活での利用を促進します。

ア. 木をつかった製品・工芸、技術への理解・関心を深める

■具体的施策

- ・工芸に親しむ機会の創出
- ・木を使った製品・工芸、技術について情報発信

イ. 木をつかった製品・工芸を日々の生活や職場に取り入れるように促す

■具体的施策

- ・木の文化都市・金沢 推進事業者登録制度の導入



KOGEI フェスタ！



加賀友禅体験

方向性3 木を使った建物や空間をまもる・つくる

市民が「木の文化都市・金沢」を身近に感じ、取組に共感するには木を活かした実例に直接触れることが重要となります。金澤町家をはじめとする歴史的資産を継承することに加え、木を活用した新しいまちなみの創出を進めていきます。さらに、行政が率先して進めていくことも必要であるため、公共施設や公共空間において木の活用を図っていきます。

【関連する計画等】

金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期）（2018）

金沢市文化財保存活用地域計画（2021）

「金沢の文化的景観城下町の伝統と文化」保存計画書（2017）

金沢市緑のまちづくり計画（2019）

金沢市森づくり基本方針（2003）

第4次金沢市住生活基本計画（2023改定）

金沢市公共建築物・公共土木工事等における木材利用方針（2012）※2023.3改定

金沢市公共施設等総合管理計画（2021改定）

金沢市環境基本計画（2018改定）

金沢市建築物耐震改修促進計画（2021改定）

■具体的な取組

（1）木の文化をつたえる建築物や空間を継承する

- ア）歴史的建築物の保全と活用及び歴史的まちなみを保全する
- イ）歴史的な庭園など緑を保全する

（2）民間施設等での木の利用を促進する

- ア）民間施設等の中高層・大規模建築物の木造化を促進する
- イ）民間施設等において、内外装の木質化等木が感じられる環境整備を促進する
- ウ）木の文化を感じることができる住宅の建築を促進する

（3）市の施設において積極的に木を利用する

- ア）市の施設の木造化を進める
- イ）市の施設で内外装の木質化等、木が感じられる環境を整備する
- ウ）市の施設で利用する備品などに木材を積極的に利用する

（4）公園や街路等の公共空間に木を活かす

- ア）緑（樹木）を感じられる公共空間をつくる
- イ）公共空間に木の質感を取り入れる

<条例関係箇所>

（民間施設等における木の利用等の促進）

第 12 条 市は、市の施設以外の施設等における木の利用等を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- （1） 市以外の者が整備する公共建築物における木材の利用の促進に関すること。
- （2） 公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進に関すること。
- （3） 建築以外の分野における木材の利用の促進に関すること。
- （4） その他木に親しむことができる環境の整備の促進に関すること。

（市の施設における積極的な木の利用等）

第 13 条 市は、自ら行う建築物等の整備に木材及び木材を使用した製品を率先して利用するよう努めるものとする。

2 市は、市の施設において、市民が様々な機会で幅広く木が醸し出す効用を感じられるよう、木に親しむことができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(1) 木の文化をつたえる建築物や空間を継承する

■概要と考え方

金沢の木文化を今に伝える歴史的建築物を保全し・活用し、これらの形作るまちなみを整備することで、木文化を後世に継承する。また、金沢の豊かな庭園文化を形作る庭園を保全し、木文化を後世に継承します。

ア. 歴史的建築物の保全と活用及び歴史的まちなみを保全する

■具体的施策

- ・金澤町家の保全と活用
- ・歴史的建築物の保全と活用
- ・金沢職人大学校での職人技術の継承
- ・地震時の安全性向上に向けた耐震改修の支援

イ. 歴史的な庭園等、緑を保全する

■具体的施策

- ・文化財等の維持管理の支援
- ・保存樹林の指定



金澤町家(金澤町家情報館)



西田家庭園玉泉園

(2) 民間施設等での木の利用を促進する

■概要と考え方

循環型社会の実現等の視点から新築される中高層・大規模建築物について、混構造を含む木造化を促進し、木造に限らず多くの建築物で木が感じられる木質化を進めます。

また、今後の法令・技術の進展を踏まえ、既存の非木造の中高層・大規模建築物について増築部分の木造化について検討します。

さらに、主に木造である住宅についても、構造だけでなく、内外に木の文化を感じることができるものの普及に努めます。

ア. 民間施設等の中高層・大規模建築物の木造化を促進する

■具体的施策

- ・金沢市木材利用方針に基づく木造化の推進
- ・中大規模木造の実現に向けた支援
- ・木造中高層・大規模建築物にかかる設計者の育成支援
- ・木造化に向けた様々な課題の解決策や木質化の手法について発信

イ. 民間施設等において、内外装の木質化など木が感じられる環境整備を促進する

■具体的施策

- ・金沢市木材利用方針に基づく木質化の推進
- ・木の文化都市のモデルとなるような建物への支援
- ・先進木材事例の発信
- ・既存建築物の木質化に併せた耐震改修の支援
- ・緑化の支援

ウ. 木の文化を感じることができる住宅の建築を促進する

■具体的施策

- ・木の文化都市のモデルとなるような住宅への支援
- ・金沢産材を使用した住宅や木塀への支援
- ・既存住宅の木質化に併せた耐震改修の支援
- ・緑化の支援



木造4階建て事務所・店舗建築イメージパース
(令和4年度仮想設計事業成果)

(3) 市の施設において積極的に木を利用する

■概要と考え方

金沢市の木材利用方針に基づき、市の施設について可能な建物は木造化の検討を進め、内外装の木質化を進めます。また、使用する什器や備品等についても、木材を積極的に利用します。

ア. 市の施設の木造化を進める

■具体的施策

- ・金沢市木材利用方針に基づく市施設での木造化の推進
- ・市施設での象徴的な木の文化を体現する建築物の実現
- ・各種公共施設の木造化の検討
- ・木材の特性を活かした木造建築の提案ができる職員の育成

イ. 市の施設で内外装の木質化等、木が感じられる環境を整備する

■具体的施策

- ・金沢市木材利用方針に基づく各種公共施設の木質化の推進
- ・地元負担の伴う公民館・児童館の木質化に係る上乗せ分の市負担制度の運用

ウ. 市の施設で利用する備品等に木材を積極的に利用する

■具体的施策

- ・各種公共施設での木を活用した什器や備品の利用促進



泉野福祉健康センター



金沢市役所第二本庁舎



玉川こども図書館



中央小学校

(4) 公園や街路等の公共空間に木を活かす

■概要と考え方

公園等の公共空間で樹木などの緑に触れるほか、木を感じられる施設の整備を進めます。また、歩行空間や、バス停などの街路空間において木を感じられる施設の整備を進めます。

ア. 緑(樹木)を感じられる公共空間をつくる

■具体的施策

- ・都市公園の再整備
- ・街路樹の更新・植樹
- ・公営住宅地の共用部の木質化

イ. 公共空間に木の質感を取り入れる

■具体的施策

- ・都心軸を中心とした歩行者らへの木を感じられるしつらえの実施
- ・金沢駅東広場の木を感じられるしつらえの実施
- ・木を感じられるバス待ち環境の整備



卯辰山公園 四百年の森



Honeycomb Square (静岡市)
出典：ウォークブルポータルサイト (国土交通省)

方向性4 森とまちの好循環をつくる

「木の文化都市・金沢」を実現するには、木の活用と供給を両輪で進めていくことが不可欠となります。森林や里山を持続可能にしていくための保全に加え、生産・加工・活用の木を循環させるしくみづくりについて森とまちをつなぐ取組を進めていきます。

【関連する計画等】

金沢市森づくり基本方針（2003）

森からはじまる金沢のミライ（2021）

金沢市地球温暖化対策実行計画（2023 改定）

■具体的な取組

（1）まちとくらしを支える森を整備する

- ア）森林の整備保全を進める
- イ）持続可能な森のサイクルを確立する

（2）森の恵みを積極的に活用し、森を循環的に更新する

- ア）地域産材などの木材需給体制を充実する
- イ）まちに森の恵みを活かす
- ウ）新しい林業の仕組みを創出する

<条例関係箇所>

（持続可能な事業環境の実現）

第10条 市は、木に関わる者への適切な情報の提供その他の必要な施策を計画的に講じ、それらの者の持続可能な事業環境の実現を図るものとする。

2 市は、木材が安定的に需要され、及び供給されるよう、木の植栽、育成、保全及び利用の好循環を創出し、及び維持するよう努めるものとする。

(1) まちとくらしを支える森を整備する

■概要と考え方

森林の適切な整備・保全を進めるとともに、植える、育てる、刈る、使う、のサイクルを確立し、持続可能な森林利用を目指します。

ア. 森林の整備保全を進める

■具体的施策

- ・ 森林の適正な管理・保全・整備の推進
- ・ 効率的で持続可能な林業経営の推進
- ・ スマート林業の推進
- ・ 森林の現況図面の作成

イ. 持続可能な森のサイクルを確立する

■具体的施策

- ・ 間伐材の有効活用
- ・ 森林の広葉樹林化
- ・ 竹の活用促進



森林の整備保全



金沢産材の活用（犀生中学校）

(2) 森の恵みを積極的に活用し、森を循環的に更新する

■概要と考え方

木材需給体制の充実と製材所等の木材加工・流通業との連携による金沢産材の活用を促進します。
また、森林ローカルベンチャーの発掘・育成、自伐型林業など新しい林業への挑戦を支援します。

ア. 地域産材などの木材需給体制を充実する

■具体的施策

- ・ドローンやICTを活用したスマート林業の推進により、林業収益力の向上を図る
- ・金沢産材の木材需給体制の構築
- ・継続的な金沢産材の需要の確保・創出

イ. まちに森の恵みを活かす

■具体的施策

- ・木材コーディネーターの育成
- ・林業・木材加工・流通業との連携強化

ウ. 新しい林業の仕組みを創出する

■具体的施策

- ・金沢林業大学校等での担い手の育成
- ・新たな林業と中山間地域の担い手の育成支援



自伐型林業



金沢林業大学校での担い手育成

方向性5 木の文化を担う主体がつながり、ともに推進していく

木の文化を推進していくうえでは、木に関わる幅広い業界や専門家と連携していくことが不可欠となります。産学官が多様な方面から連携するとともに、先進自治体や周辺自治体とも連携するなど、木の文化を担う主体がつながりながら、取組を進めていきます。

【関連する計画等】

特になし

■具体的な取組

(1) 木をめぐる関係者の連携を進める

- ア) 専門家の意見を活かし、新たな推進体制を構築する
- イ) 川上から川下までの情報連絡・連携を進める

(2) 産学官が連携し、木の文化の推進に取り組む

- ア) 事業者らと連携し、ともに推進する
- イ) 大学・研究機関と連携し、ともに推進する

(3) 広く関係自治体と連携し、木の文化を推進する

- ア) 先進自治体や周辺自治体と連携し、ともに推進する
- イ) 国・県と連携し、ともに推進する

<条例関係箇所>

(木の文化都市を支える連携体制の整備)

第14条 市は、木の文化都市の継承と創出の推進を図るため、市、市民、事業者、大学その他関係機関の連携体制の整備に努めるものとする。

(1) 木をめぐる関係者の連携を進める

■概要と考え方

条例に基づき、木の文化都市の継承と創出の推進を図るため、木の文化都市を継承・創出する金沢会議を置きます。また、ワーキングや異業種意見交換会を通して、川上から川下までの情報連絡・連携し推進していきます。

ア. 専門家の意見を活かし、新たな推進体制を構築する

■具体的施策

- ・木の文化都市を継承・創出する金沢会議の設置

イ. 川上から川下までの情報連絡、連携を進める

■具体的施策

- ・木に関わる業界への情報発信
- ・業界間の意見交換



木の文化都市を継承・創出する金沢会議



木の文化都市・金沢 業界シンポジウム（令和3年）

(2) 産学官が連携し、木の文化の推進に取り組む

■概要と考え方

業界団体等と連携し、各種イベントの開催や、業界間の連携強化等に取り組みます。また、大学・研究機関と連携することで、新たな技術の検討や木を活かしたまちづくり等を通した木の文化都市の推進に取り組みます。

ア. 事業者らと連携し、ともに推進する

■具体的施策

- ・木に関わる業界と連携した木の文化都市の情報を発信
- ・木に関わる業界間が連携したイベントの開催
- ・木の文化都市の推進に取り組む事業者の登録制度の運用

イ. 大学・研究機関と連携し、ともに推進する

■具体的施策

- ・学生による木を活用したまちづくりの提案
- ・まちづくりを志す学生の育成支援



歴史的空間再編コンペティション
特別企画「木の文化都市を語る」



学生の提案による木を使ったベンチの設置

(3) 広く関係自治体と連携し、木の文化を推進する

■概要と考え方

木の文化を推進するうえで各分野の先進自治体や、木材供給・人材交流等が可能な自治体との連携を図ります。

ア. 先進自治体や周辺自治体と連携し、ともに推進する

■具体的施策

- ・ 木材利用にかかる推進全国会議等への参加
- ・ 先進地視察

イ. 国・県と連携し、ともに推進する

■具体的施策

- ・ 木材利用の促進や、人材育成などでの国・県との連携



先進自治体会議

目指す姿 木の文化を感じられる暮らしとまちをつくる

▼基本方針

継承 うけつぐ

金沢の歴史と文化に根ざした
木の文化を継承する

創出 つくる

新たな木の文化を創出する

▼施策の方向性

1. 木の文化を知る・理解する

▼具体的な取組

(1)木の文化について情報を発信する

▼取組の内容

ア)市民、事業者らに広く木の文化の情報を発信し理解を広める
イ)次世代に木の文化を発信する

(2)木材や森林などに触れる機会を提供する

ア)市民、事業者らに木材や森林に親しむ機会を提供する
イ)次世代が木材や森林に親しめる機会を提供する

2. 木を仕事にする、 日々の暮らしに活用する

(1)木に関わり、仕事にする

ア)木の文化を継承・創出する担い手を育成する
イ)森を活かし、まちとつなぐ担い手を育成する
ウ)木の文化を支える様々な分野の仕事をつくる

(2)木をつかった製品・工芸、技術を
事業活動に取り入れる

ア)製品やサービスなどの事業活動に木を取り入れるよう促す
イ)新たな木を活かした製品・工芸を創出する

(3)木をつかった製品・工芸、技術を
日々の暮らしに取り入れる

ア)木をつかった製品・工芸、技術への理解・関心を深める
イ)木をつかった製品・工芸を日々の生活や職場に取り入れるように促す

3. 木をつかった建物や 空間をまもる・つくる

(1)木の文化をつたえる建築物や空間を継承する

ア)歴史的建築物の保全と活用及び歴史的まちなみを保全する
イ)歴史的な庭園など緑を保全する

(2)民間施設などでの木の利用を促進する

ア)民間施設などの中高層・大規模建築物の木造化を促進する
イ)民間施設などにおいて、内外装の木質化など木が感じられる環境整備を促進する
ウ)木の文化を感じることができる住宅の建築を促進する

(3)市の施設において積極的に木を利用する

ア)市の施設の木造化を進める
イ)市の施設で内外装の木質化など、木が感じられる環境を整備する
ウ)市の施設で利用する備品などに木材を積極的に利用する

(4)公園や街路などの公共空間に木を活かす

ア)緑(樹木)を感じられる公共空間をつくる
イ)公共空間に木の質感を取り入れる

4. 森とまちの好循環をつくる

(1)まちと暮らしを支える森を整備する

ア)森林の整備保全を進める
イ)持続可能な森のサイクルを確立する

(2)森の恵みを積極的に活用し、
森を循環的に更新する

ア)地域産材などの木材需給体制を充実する
イ)まちに森の恵みを活かす
ウ)新しい林業の仕組みを創出する

5. 木の文化を担う主体が つながり、ともに推進していく

(1)木をめぐる関係者の連携を進める

ア)専門家の意見を活かし、新たな推進体制を構築する
イ)川上から川下までの情報連絡・連携を進める

(2)産学官が連携し、木の文化の推進に取り組む

ア)事業者らと連携し、ともに推進する
イ)大学・研究機関と連携し、ともに推進する

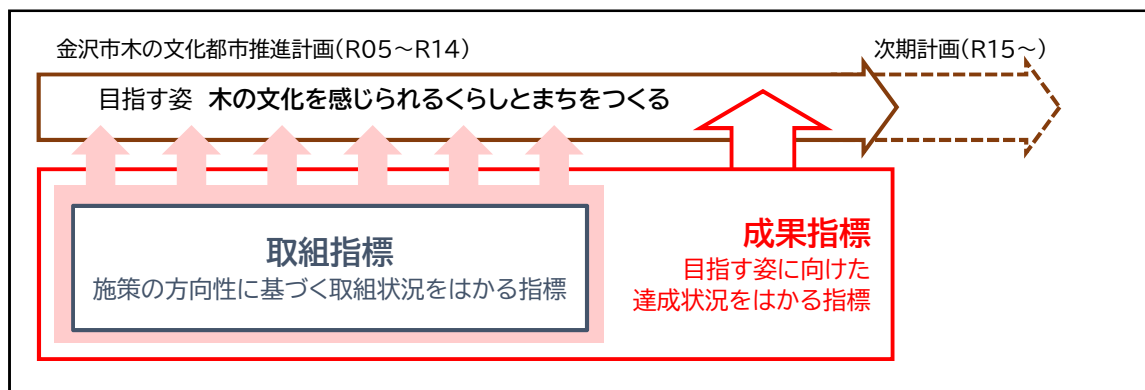
(3)広く関係自治体と連携し、木の文化を推進する

ア)先進自治体や周辺自治体と連携し、ともに推進する
イ)国・県と連携し、ともに推進する

4. 計画の取組指標と成果指標

本計画では、全体の計画目標の達成状況を質的な面から量るために成果指標を設定し、計画の5つの施策の方向性に基づいた施策の実施状況を評価するために取組指標を設定します。

<取組指標と成果指標の関係>



<成果指標>

目指す姿	指標	現況値	目標値
木の文化を感じられるくらしとまちをつくる	→ 木材利用に関する市民意識調査	－ (R5 調査)	向上 (R14)

<取組指標>

※他計画による目標値のうち、金沢の農業と森づくりプラン 2025 によるもの（ ）は、現状で達成されているものもあるが、原則として元計画の改訂にあわせ、見直すものとする。

施策の方向性	指標	現況値	目標値	主に関わる主体		
				市民	事業者	金沢市
1. 木の文化を知る・理解する	→ 木の文化関係イベント数	－ (R5 調査)	増加 (R14)	○		●
2. 木を仕事にする、日々のくらしに活用する	→ 林業大学校、職人大学校の修了者数(累計)	林大 94 人 職大 660 人 (R4)	林大 150 人 職大 960 人 (R14)		○	●
	→ 木に関わる産業による売上(収入)割合※1	集計 (H28)	増加 (R14)	●	●	
3. 木をつかった建物や空間をまもる・つくる	→ 指定文化財等件数	建造物 223 件 庭園 12 件 (R4)	増加 (R14)	●	●	●
	→ 非住宅建築物の木造化率(延べ床面積ベース)※2	7.9% (R2)	16% (R12)	○	●	●
	→ 公共事業における木材使用量(年間)※3	512m ³ (R3)	700m³ (R7)	○	●	●
4. 森とまちの好循環をつくる	→ 金沢産材供給量(年間)※4	6,657m ³ (R3)	6,950m³ (R13)		●	●
	→ 森林整備面積(年間)※3	242ha/年 (R3)	200ha/年 (R7)		●	●
5. 木の文化を担う主体がつながり、ともに推進していく	→ 「木の文化都市・金沢」推進事業者数	9 事業者 (R4)	80 事業者 (R14)		●	

凡例) ●実施主体/○参加・利用/●両方

※1 経済センサスによるもの

※2 いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン 2021 によるもの

※3 金沢の農業と森づくりプラン 2025 によるもの

※4 金沢の農業と森づくりプラン 2025 および金沢市住生活基本計画（第4次）によるもの

第5章 エリア別のまちづくり方針

1. エリア設定の考え方

金沢市域を①まちづくりエリアと、②もりづくりエリアの二つのエリアに区分し、それぞれに応じた取組を進めます。

まちづくりエリア

建物が建ち並び、おおむね市街化しているエリアと、田畑等の農業を中心とする活用が図られているエリアをまちづくりエリアとして定めます。ここでは、建築物や公共空間、人の営みに関して木の文化をまちづくりに取り入れ、取組を進めていきます。

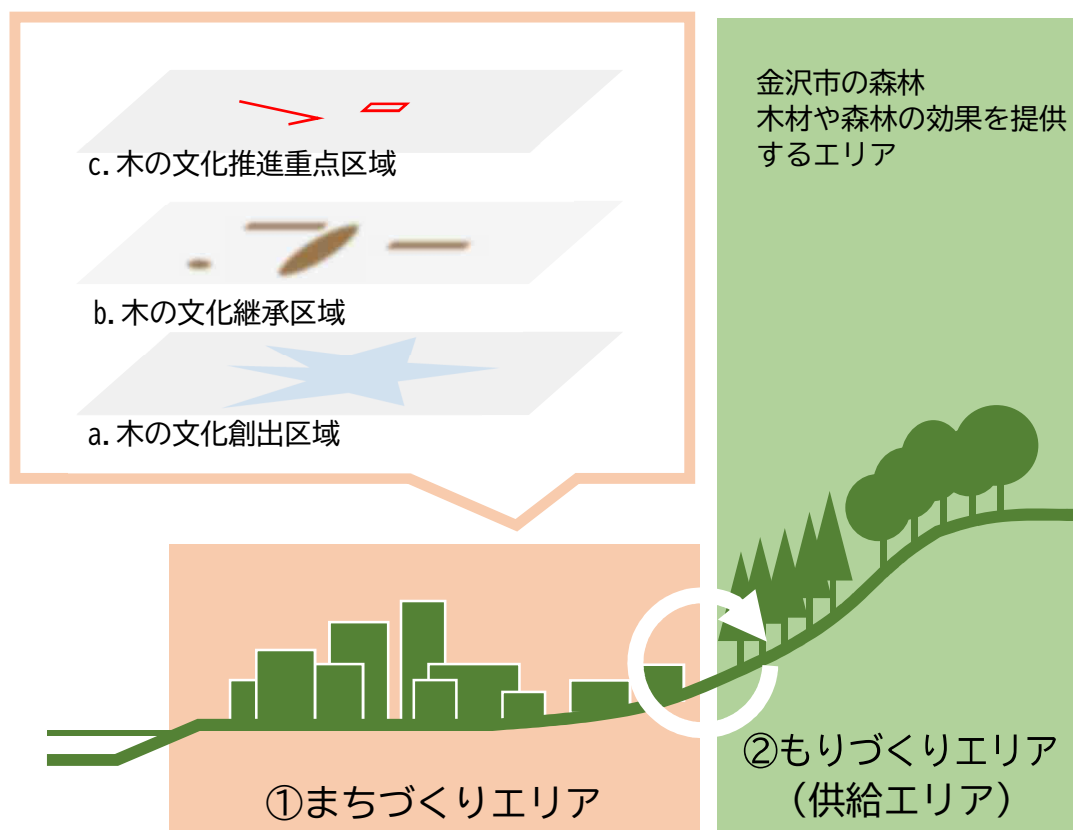
また、取組を進める上で、創出、継承と推進を重点的に取り組む区域の3つの区域を重ねて設定することで、それぞれの区域に応じて取組を進めます*。

※木の文化継承区域の一部はもりづくりエリアにも設定します。

もりづくりエリア（供給エリア）

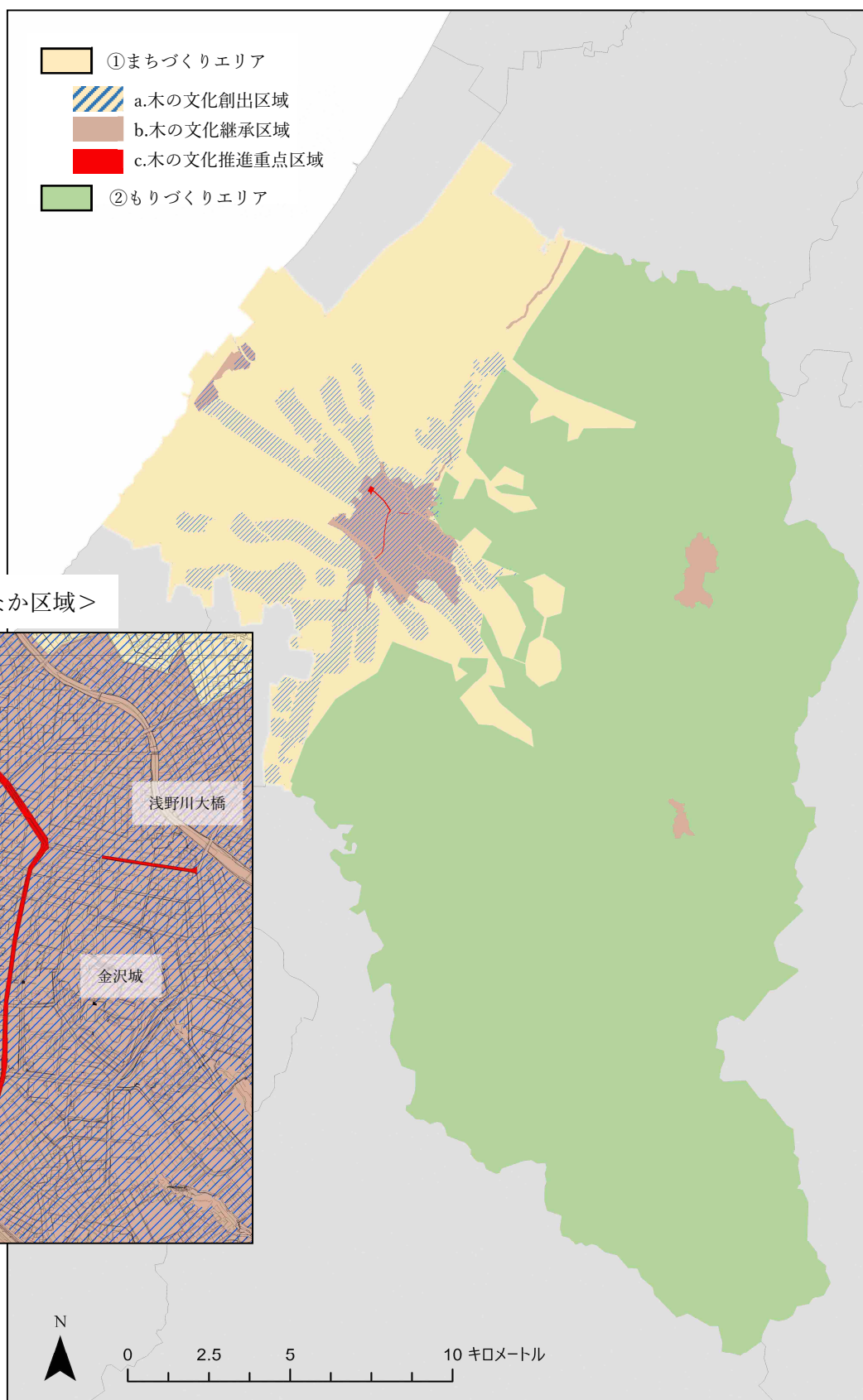
森林が中心のエリアを供給エリアとして定めます。ここでは、わたしたちのくらしに、新鮮な空気や水、木材や様々な森林資源、またレクリエーションやリフレッシュの場を供給してくれるエリアとして、取組を進めます。

<エリア概念図>



<エリア設定図>

<金沢市全域>



2. まちづくりエリアの目指す姿

住宅をはじめとした建物が建てられ市街化しているエリアや、田や畑など農地として活用されているエリアなど、建築物や公共空間及び人の営みに関して、まちづくりとして取組を進めるエリアと位置付けます。まちづくりエリアのなかで、創出、継承と推進を重点的に取り組む区域の3つの区域を重ねて設定し、それぞれの区域に応じて取組を進めます。

a. 木の文化創出区域

（金沢市集約都市形成計画による居住誘導区域の範囲）

木造の中高層・大規模建築物等の木の文化が感じられる建築などを促し、木の文化の創出を促す取組を実施する区域を目指します。



（写真提供：ダイダン株式会社）

< 具体的取組 >

- ・ 中大規模木造の実現に向けた支援
- ・ 都心軸を中心とした歩行者らへの木が感じられるしつらえの実施
- ・ 木の文化都市のモデルとなるような住宅への支援
- ・ 金沢産材を使用した住宅への支援
- ・ 緑化事業への支援
- ・ 木を感じられるバス待ち環境の整備 等

b. 木の文化継承区域

（金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例による金澤町家保全活用推進区域の範囲）

歴史的建築物やまちなみ、庭園等が保全され、木の文化が特に継承される区域とし、歴史的建築物や歴史的なまちなみの保全等、木の文化の歴史文化を継承する区域を目指します。



< 具体的取組 >

- ・金澤町家をはじめとする歴史的建築物の保全と活用
- ・金沢職人大学校の運営
- ・文化財等の維持管理の支援
- ・保存樹林の指定 等

c. 木の文化推進重点区域

（まちなみ創出ライン：3・2・1金沢駅通り線および国道157号（武蔵交差点から犀川大橋北詰交差点までの区間に限る。）に面する敷地

尾張町モデル地区：国道159号（博労町交差点から橋場交差点までの区間）に面する敷地）

都心軸沿いと、尾張町の2つを木の文化推進重点区域とし、木の文化都市の実現に向け、木の文化が特に感じられる区域を目指して特に重点的に取組を実施します。



< 具体的取組 >

- ・木の文化都市のモデルとなるような建物の新築、改修への支援
- ・金沢駅東広場の木が感じられるしつらえの実施
- ・市施設での象徴的な木の文化を体現する建築物の実現
- ・中大規模木造の実現に向けた支援
- ・都心軸を中心とした歩行者らへの木が感じられるしつらえの実施 等

3. もりづくりエリア（供給エリア）の目指す姿

森林などが中心で、新鮮な空気や水、木材や様々な森林資源、またレクリエーションやリフレッシュの場を供給するエリアと位置付けます。

木の文化の源であり、まちとくらしを支える森を整備することで健全に保ち、森の恵みを積極的に活用することで、森を循環的に更新することを目指します。



<具体的取組>

- ・ 森林の適正な管理・保全・整備の推進
- ・ 効率的で持続可能な林業経営の推進
- ・ スマート林業の推進
- ・ 森林の現況図面の作成
- ・ 間伐材の有効活用
- ・ 森林の広葉樹林化
- ・ 竹の活用促進 等

第6章 推進体制

1. 推進体制

本計画を推進するための体制を定めます。

(1) 木の文化都市を継承・創出する金沢会議

金沢会議は、条例第17条に基づき、木の文化都市の継承と創出の推進に関する必要な事項について意見を述べるとともに、本計画に掲げた目標の達成状況や各種施策の進捗状況等について点検・評価を行います。

なお、金沢会議は、条例第20条に基づき、金沢会議に対して必要な事項を専門的に調査検討するための専門部会を設置することができます。

(2) 市民・事業者・各種団体・大学など

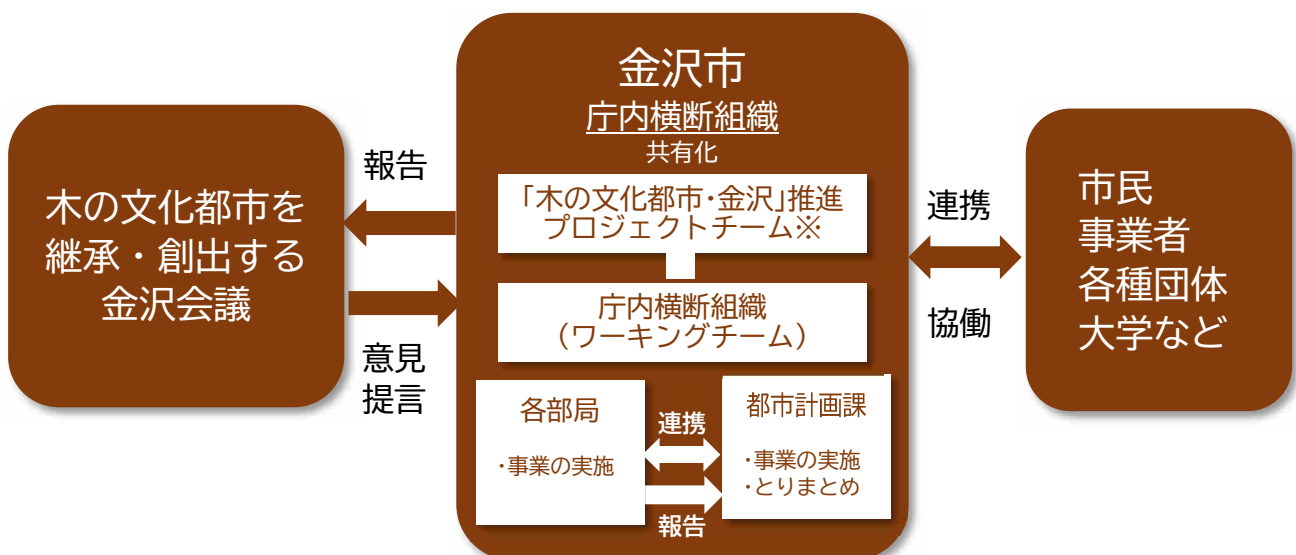
市民・事業者・各種団体・大学などは、本市における木の文化都市の推進に関して中心的役割を担うことが期待されます。

それぞれの立場での連携・協働により、より実効性の高い取組を主体的に進めます。

(3) 金沢市

木の文化都市の取組は、まちづくりや森林、文化など関連する分野は非常に幅広いことから、本計画を推進するにあたり、庁内での連携体制が不可欠となります。そこで庁内横断組織（ワーキングチーム）による推進体制を築き、計画の進捗状況や目標の達成状況等について情報の共有化を行い、各種施策の効果的な推進に努めます。

<計画の推進体制>

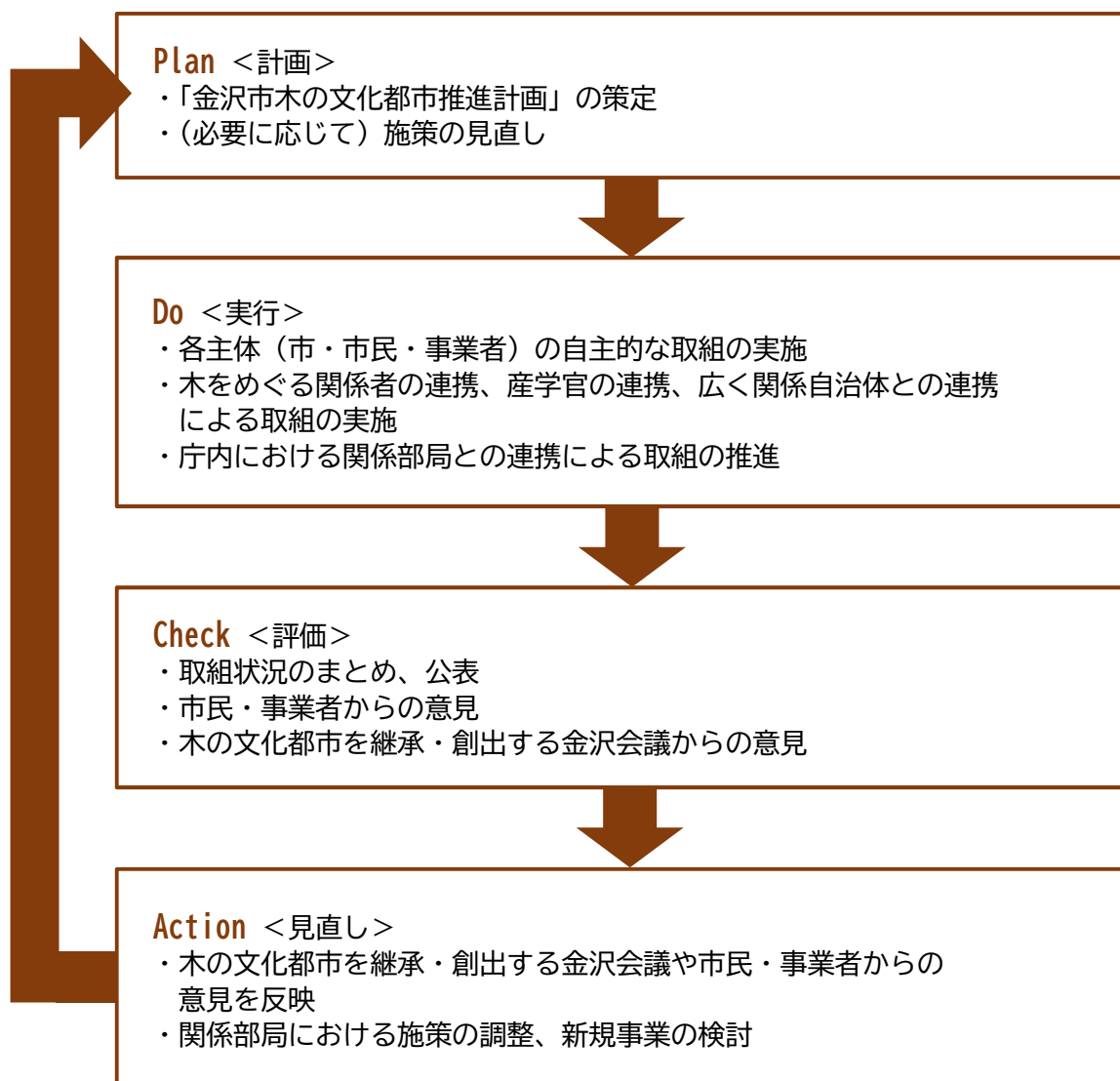


※構成員：企画調整課、交通政策課、総務課、文化政策課、歴史都市推進課、スポーツ振興課、産業政策課、クラフト政策推進課、農業水産振興課、森林再生課、市民協働推進課、福祉政策課、保育幼稚園課、健康政策課、環境政策課、景観政策課、緑と花の課、建築指導課、道路建設課、教育総務課

2. 進行管理

本計画を着実に進めていくために、状況を把握するとともに、施策の取組状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて施策を見直すなど、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、必要な改善策や新たな施策の展開につなげていくこととします。

推進計画に関しては、5年を基本に社会情勢の変化や取組の進捗などを検証することとし、各主要計画の見直しなども取り込み計画の見直しを行うこととします。



資料

金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例

令和4年3月4日

条例第2号

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 木の文化都市推進計画(第7条)

第3章 木の文化都市の継承と創出の推進に関する基本的な施策等(第8条—第16条)

第4章 木の文化都市を継承・創出する金沢会議(第17条—第20条)

第5章 雑則(第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における木の文化都市の継承と創出の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、木の文化都市の継承と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市固有の歴史、文化及び自然と調和した品格と魅力のある持続可能な都市の実現に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木の文化都市 都市固有の歴史及び自然と調和した木の文化を有し、かつ、木が持つ環境保全機能、再生可能な循環資源としての性質、安らぎや癒しを与える効用等の様々な優れた特性をまちづくりに生かした持続可能な仕組みを備える都市をいう。
- (2) 木の文化 木が形成する自然環境及び建築物、工芸品その他木の質感を醸し出すものをまちなみ及び生活に幅広く取り入れることによって形成される文化をいう。
- (3) 公共建築物 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第2条第2項に規定する公共建築物をいう。

(基本理念)

第3条 木の文化都市の継承と創出の推進は、本市において培われてきた木の文化の意義を認識し、これを尊重するとともに、先人たちによって築かれてきた木の文化都市を継承し、かつ、これを磨き高めて新たな有り様を創出し、発展させ、後代へと継承していくことを見据えて行われなければならない。

- 2 木の文化都市の継承と創出の推進は、地球温暖化の防止が人類共通の課題であるとの認識の下に、環境への負荷を低減し、循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現に貢献するとともに、持続可能な社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。
- 3 木の文化都市の継承と創出の推進は、市民の自主性を十分に尊重しつつ、それぞれの興味、関心、生活環境等に応じて多様な形態で木に親しむ社会的気運を醸成しながら、行われなければならない。
- 4 木の文化都市の継承と創出の推進は、市民の健康で快適かつ豊かな暮らしの実現を促進するとともに、市民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現及び地域経済の活性化に資することを旨として、行われなければならない。
- 5 木の文化都市の継承と創出の推進は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、これらの者の相互の理解と連携の下に、協働して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、木の文化都市の継承と創出の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、木の文化都市についての理解と関心を深めるとともに、その日常生活を通じて、木の文化都市の継承と創出の推進に自主的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 市民は、基本理念にのっとり、本市が実施する木の文化都市の継承と創出の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、木の文化都市についての理解と関心を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、木の文化都市の継承と創出の推進に積極的に取り組み、そのための必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、本市が実施する木の文化都市の継承と創出の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 木の文化都市推進計画

(木の文化都市推進計画の策定)

第7条 市長は、木の文化都市の継承と創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木の文化都市の継承と創出の推進に関する基本的な計画(以下「木の文化都市推進計画」という。)を定めるものとする。

- 2 木の文化都市推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 木の文化都市の継承と創出に関する施策の推進に係る基本方針
- (2) 木の文化都市の継承と創出に関する施策の推進に係る事項
- (3) その他必要な事項

- 3 市長は、木の文化都市推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ第17条に規定する木の文化都市を継承・創出する金沢会議の意見を聴かなければならない。

- 4 市長は、木の文化都市推進計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見が十分反映されるよう努めるものとする。

- 5 市長は、木の文化都市推進計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

- 6 前3項の規定は、木の文化都市推進計画を変更する場合について準用する。

第3章 木の文化都市の継承と創出の推進に関する基本的な施策等

(木の文化都市の継承と創出の推進に取り組む意識の醸成)

第8条 市は、木の文化都市の継承と創出の推進について、市民及び事業者の理解と関心を深め、その意識の醸成を図るため、普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(環境負荷の低減等)

第9条 市は、市民及び事業者と一体となって木の文化都市の継承と創出に関する施策を推進することにより、脱炭素化等による環境への負荷の低減及び環境の保全を図るものとする。

(持続可能な事業環境の実現)

第10条 市は、木に関わる者への適切な情報の提供その他の必要な施策を計画的に講じ、それらの者の持続可能な事業環境の実現を図るものとする。

- 2 市は、木材が安定的に需要され、及び供給されるよう、木の植栽、育成、保全及び利用の好循環を創出し、及び維持するよう努めるものとする。

(日常生活及び事業活動の中での木の利用)

第11条 市は、市民及び事業者が、木の利用の重要性に対する理解と関心を深め、その意義を学ぶ機会及び木に親しむ機会を提供することにより、その日常生活及び事業活動の中で広く木を利用することができるよう環境の整備を図るものとする。

(民間施設等における木の利用等の促進)

第12条 市は、市の施設以外の施設等における木の利用等を促進するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 市以外の者が整備する公共建築物における木材の利用の促進に関すること。
- (2) 公共建築物以外の建築物における木材の利用の促進に関すること。
- (3) 建築以外の分野における木材の利用の促進に関すること。
- (4) その他木に親しむことができる環境の整備の促進に関すること。

(市の施設における積極的な木の利用等)

第13条 市は、自ら行う建築物等の整備に木材及び木材を使用した製品を率先して利用するよう努めるものとする。

- 2 市は、市の施設において、市民が様々な機会幅広く木が醸し出す効用を感じられるよう、木に親しむことができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(木の文化都市を支える連携体制の整備)

第 14 条 市は、木の文化都市の継承と創出の推進を図るため、市、市民、事業者、大学その他関係機関の連携体制の整備に努めるものとする。

(人材等の育成)

第 15 条 市は、木の文化都市の継承と創出を推進し、又はその支援を行う人材及び団体の育成に努めるものとする。

2 市は、木の文化都市の継承と創出の担い手を育成するため、市民及び事業者に対し、地域間、業種間等における多様な交流の促進、研修等の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、子どもをはじめ広く市民が木に親しむとともに、木の文化都市についての理解と関心を深めるよう、木と触れあう場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の支援)

第 16 条 市長は、木の文化都市の継承と創出に関する施策を推進するために必要があると認めるときは、予算の範囲内において、財政上の支援をすることができる。

第 4 章 木の文化都市を継承・創出する金沢会議

(金沢会議)

第 17 条 木の文化都市の継承と創出の推進を図るため、木の文化都市を継承・創出する金沢会議(以下「金沢会議」という。)を置く。

(金沢会議の任務)

第 18 条 金沢会議は、この条例に規定する事項その他の木の文化都市の継承と創出の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、木の文化都市の継承と創出の推進に関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第 19 条 金沢会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、木の文化都市の継承と創出の推進に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 金沢会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、金沢会議を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第 20 条 金沢会議に、必要な事項を専門的に調査検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員若干人で組織する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

用語集

●板目（いため）

筭のような山形や、不規則な波形などになっている木目。

●枝打ち（えだうち）

枝を幹の付け根から切り落とすことをいう林業用語。樹木の枝の部分は、幹の成長とともに幹に巻き込まれ、製材したときに節となって現れる。節に生節と死節の 2 つがある。生節は生きた枝が巻き込まれたもので、節と幹は強固に連結している。死節は枯枝が巻き込まれたもので、幹との連続性はなく、乾燥すると抜け落ちる抜け節であることが多く、腐朽した枝を巻き込んだ場合は腐れ節となる。林分（森林）の林冠が閉鎖すると、下枝は陽光不足のため次第に枯れ、時間の経過とともに、自然に落下する。枝打ちは、主に、無節の価値の高い材の生産のために実施されるが、ヒノキのように長期間枯れ枝が幹に付着する樹種については、自然落枝させると死節となり材の価値が大きく低下するため、枝打ちが必要となる。また、病虫害防除、雪害の防止等林分（森林）の保護のためにも実施される。

●LVL（エルブイエール）

LVL は強度選別された単板を平行に重ね合わせた構造材料であり、成熟材部分を多く使うことから、木質材料の中でも高い曲げ性能を持つ。日本のマーケットでは、主に梁部材等として利用されてきたが、本来の特長である薄くて幅広の面材、分厚い厚板としても利用が可能である。他の部材と比べて簡単に、長尺材が製造可能なことから、住宅のみならず非住宅の大スパンの空間を構成することができる。

●大壁造り（おおかべづくり）

柱や梁を隠し壁で囲む、洋風やモダンな建物で使用される工法。大きな特徴として挙げられるのが、柱や梁を隠してしまうため材質を問わず使用できることである。

●カーボン・ニュートラル（かーぼん・にゅーとらる）

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言う。例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられる。このように、化石燃料の代わりにバイオマスエネルギーの利用はカーボン・ニュートラルだと考えられ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができる。また、二酸化炭素排出量を削減するための植林や自然エネルギーの導入などは、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できることもカーボン・ニュートラルと呼ぶことがある。

●皆伐（かいばつ）

対象とする区域の樹木を全て伐採し、収穫することをいう林業用語。跡地の更新は人工更新（植栽等）が普通で、天然更新（母樹からの種子の散布）による場合もある。皆伐一植栽一皆伐のシステムでは間伐などの保育作業を適切に行えば、均質な樹木から構成される林分（人工林）を造成することができ、一連の作業も標準化され、作業効率も高く、経済上大変有利な作業法である。しかし、伐採後は一時的に裸地状態となるため、表面侵食の危険性が高まったり、また、生息する野生動物などに大きな影響を与えること

がある。これらを回避するために、群状皆伐（0.1ha程度の大きさでパッチ状に伐採する）、帯状皆伐（樹高程度の中で帯状に伐採する）といった方法を採用することが増えている。

●川上・川中・川下（かわかみ）

木材の流通について関わる関係者を川の流れに例えたもの。

川上は森林所有者や実際の森林管理方針を策定して丸太生産や造林・保育といった施業を行う林業経営者を指す。

川中は原木市場等の丸太の流通に関わる業者や、製材、単板・合板、チップ等の加工業者、製品市場・木材製品の流通や需要者への販売に関わる業者、プレカット事業者等を指す。

川下は工務店・住宅メーカー等を指す。

●間伐（かんばつ）

木が成長する過程で過密となった森林において、木を間引きする作業。この作業を通して森の中に光を通すことで健全な土壌を作り、土砂の流失を防ぐ役割と、利用価値の高い木材（通直、太い）の育成を図る。間伐された木材を活用するため、床材や壁材、工事杭の利用、さらにはエネルギーとしての利用研究が盛んに行われている。

●合法木材（ごうほうもくざい）

森林関係の法令において合法的に伐採されたことが証明された木材。

●小節（こぶし）

親指程度の大きさの節がある、柱や縁甲板などの等級に使われる言葉。柱の4面のうち、最も美しい1面をみて等級を決めてある。

●CLT（シーエルティー）

CLTとはCross Laminated Timberの略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。CLTは構造躯体として建物を支えると共に、断熱性や遮炎性、遮熱性、遮音性などの複合的な効果も期待できる。特に中大規模建築に使用することで、施工の短工期化や建物の軽量化などに大きく貢献し、今までにない木質の大空間がつかれる。CLTパネル工法のほか、S造やRC造など他構法の一部に使用することも可能。主に国産スギで製造されているが、メーカーによってはヒノキやカラマツ等でも製造可能。

●自伐型林業（じばつがたりんぎょう）

元来は、森林所有者が自らの持ち山から、自力で木材を切り出す方式をいう。近年では、森林組合や林業事業体あるいは専門的林業者に森林整備や伐採を任せる委託・請負方式に替わり、小規模でも自力で採算性と環境保全を高い次元で両立することを目指す持続的森林経営として見直されてきた。木材価格の低迷が続く中でも、低投資、低コストでの参入も可能で、中山間地への移住者やUターン者などが、必要な技術を習得しつつ兼業として行う例も増えている。また中山間地を抱える地方自治体における地方創生、地域活性化の方策として政策化する動きも広がっている。

●J A S材（ジャスざい）

日本農林規格（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく規格制度）J A Sマークを付された材のこと。

●集成材（しゅうせいざい）

厚さ2.5～5センチの木材の板を長さ方向に平行に組み合わせ、接着剤で貼りあわせたもの。集成材は一般の木材と比較して強い、と言われておりその理由として

①均一な乾燥が容易（板材の貼りあわせのため）、②材料毎に一定の強度を確保しやすい（節がある材料を取り除く）、③割れにくい、④収縮が少ない、などが挙げられる。

構造材の成（高さ）が大きいほど太い丸太が必要になり、その分貴重な材料になるため、価格自体も高くなってしまいが、集成材は1本毎の厚さは薄いためそういった心配がなく、さらに割安な海外の木材輸入で価格的にも割安で使うことができる。柱や梁などに使用される構造用集成材のほかに敷居、鴨居などにも使用されている。

●主伐（しゅばつ）

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

●循環型社会（じゅんかんがたしゃかい）

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになった。平成12（2000）年に日本は循環型社会をめざす「循環型社会形成推進基本法」を制定した。同法は、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義した。同法は、循環型社会を構築する方法として、（1）ごみを出さない、（2）出たごみはできるだけ利用する、（3）どうしても利用できないごみはきちんと処分するの3つを提示している。真の循環型社会とは何か、それはいかにすれば実現できるかが今後の最大の課題となっている。

●上小節材（じょうこぶしざい）

J A Sの造作用製材の材面の品質基準として、定められた等級のこと。小節、上小節、無節といった等級があり、見た目の良さを表す。強度を表したものではない。上小節とは、広い材面を含む1材面以上の材面において、節の長径が10mm（生き節以外の節にあっては5mm）以下で、材長2m未満にあって4個（木口の長辺が210mm以上のものは6個）以内であること。

●真壁造り（しんかべづくり）

柱で壁が区切られており、柱が見えている造りのこと。神社や古民家など和風建築に多く用いられており、日本の伝統建築においては左官職人が塗り上げて作られている。

●人工林（じんこうりん）

苗木の植栽や、播種、挿し木などにより人が更新させた森林。自然散布された種子や萌芽などにより更新した林は、間伐や枝打ちなどの人手が加わっても人工林とは呼ばず、天然林と称される。スギ、ヒノキ、マツ類、カラマツなどが代表的な樹種で、平成14（2002）年度現在、日本の森林の約36%を占める。人工林は経済的価値、利用価値のある樹種を目的に合うように仕立てるため、一般に効率よく用材などを

生産できる。しかし、一方で、同齢の人工林は同じ大きさの木が同じ間隔で植えられて生育するので、管理が悪いと共倒れを起こしやすい。また、植生が単純なので病虫害が発生しやすく、その回避のためにも管理が必要である。若齢の林では林内が暗く、林床植生の生育が悪く、表層土壌の流亡が起きやすい。また、皆伐し、一斉に植栽して造る人工林は生物の多様性が低いという問題もある。

●森林認証制度（しんりんになしょうせいど）

適正に管理された認証森林から生産される木材等を生産・流通・加工工程でラベルを付すなどして分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて持続的な森林経営を支援する仕組み。森林認証の認定マークのひとつ。代表的なものとしてF S C（森林管理協議会 Forest Stewardship Council）や、S G E C（一般社団法人緑の循環認証会議 Sustainable Green Ecosystem Council）等がある。

●ストリートファニチャー（すとリーとふあにチャー）

街灯やベンチなど街の備品の総称。

●スマート林業（スマートりんぎょう）

生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする、地理空間情報やI C T（情報通信技術）等の先端技術を活用した林業。

●耐火建築物・準耐火建築物（たいかけんちくぶつ・じゅんたいかけんちくぶつ）

耐火建築物は建築基準法第2条第九号の二に定めるもので、主要構造部を耐火構造（通常の火災が終了するまで建築物の倒壊、延焼を防止するために必要とされる構造）としたもの。

準耐火建築物は建築基準法第2条第九号の三に定めるもので、主要構造部を準耐火構造（通常の火災による延焼を抑制するために必要な構造）としたもの。

耐火建築物は加熱の終了後損傷などが生じないことが要求されるが、準耐火建築物は一定の加熱に耐えられればその後の損傷が許容されている点が異なる。

●天然林（てんねりん）

天然林という用語は、時と場合により、使われ方はさまざまであるので、どう言う意味で使われているか注意する必要がある。例えば、生態学的には、台風など自然の要因により森林でなくなった段階から人手を加えることなく発達する（遷移する）全ての段階の森林を言い、このうち自然性の高いものを自然林、人為の痕跡が認められないものを原生林と言うことが多い。

一方、林業的にはより広義に使われ、天然更新（周辺の樹木から落ちてきた種子が発芽し、生育すること）で成立した森林を人為の影響の如何を問わず天然林と言う。また、更新補助作業（地掻きなど落ちてきた種子が発芽しやすいようにする作業）や保育作業（除伐や間伐など）が加わった森林を天然生林と呼ぶが、人工林、天然林と対比的に言う場合には、天然生林は天然林に含まれる。

●不燃木材（ふねんもくざい）

不燃材料（建築物内部の火災拡大や煙の発生を抑制する性能（20分）を有する材料）の大臣認定を受けている薬剤で処理して不燃性能を持たせた木材。

●プレカット（ふれかっと）

従来は墨付けに従って手工具を行っていた木造住宅の柱や梁の継ぎ手、仕口の加工を機械で行う技術。

●防火地域・準防火地域（ぼうかちいき・じゅんぼうかちいき）

防火地域及び準防火地域は、都市計画法上の地域地区の一つ。

防火地域においては、大地震後の火災を想定し、市街地火災の防止や、市街地火災が発生した場合の延焼の遮断を図るため、小規模なものを除き、全ての建築物を鉄筋コンクリート造などの耐火建築物とすることを義務付けている。

準防火地域においては、大地震後の火災で市街地火災が発生した場合に避難に支障を及ぼすことがないよう、延焼速度を抑制するため、建築物の規模に応じて制限するもので、規模に応じた規制がなされるが、2階建て以下の戸建て住宅等は木造が許容されている。

●柾目（まさめ）

ほぼ平行に木目が並んでいるもの。板や仕上げ材では、細かい柾目は狂いも少なく、上材として扱われる。

●無垢（むく）

純粋で混じりけのないものを「無垢」という。そのため、表面に張物をした「突板（つきいた）」や集成材のように張り合わせたものをいわず、1枚板のものを呼ぶ。

●燃えしろ設計（もえしろせつけい）

火災時の燃え残り部分で構造耐力を維持できる厚さを確保する設計。

●木材コーディネーター（もくざいこーでいねーたー）

森林から、製材乾燥加工を経て木造建築や木製品として暮らしに活かされるまでの、いわゆる「川上」「川中」「川下」に至る全般を俯瞰し、コントロールできるコーディネーター。木材を活かした豊かな暮らしを提案することで木材の価値を高め、森林所有者が次の森づくりをするために必要な収益を生み出し、持続可能な森づくりにつなげる循環システムをつくる。

●木質化（木造・木質化）（もくしつか（もくぞう・もくしつか））

建築物の構造耐力上主要な部分に木材を用いることを「木造化」、また天井、床、壁等の内装や外壁等に木材を用いることを「木質化」（まとめて「木造・木質化」）と言う。「公共建築物等における木材の利用の推進に関する法律」平成22（2010）年に基づき策定された「公共建築物等における木材の利用の推進に関する基本方針」平成22（2010）年の中で木材利用の促進を図る観点からこの考え方が示された。人工林資源を中心とする国産材の需要拡大を通して、森林の多面的機能の発揮や山村等の地域経済の活性化を図ることで、持続的な森林の保全につなげることや、地球温暖化防止及び循環型社会の形成が期待されている。近年ではこのような流れを受けて、公共建築物の木造化・木質化のみならずオフィス等の木質化に向けた取組も進められている。

●林業従事者（りんぎょうじゅうじしゃ）

林業の現場作業に従事する者。

●齡級（れいきゅう）

森林の年齢を5年の幅でくくったもの。人工林は、苗を植栽した年を1年生とし、1～5年生を1齡級、6～10年生を2齡級と数える。

●ローカルベンチャー（ろーかるべんちゃー）

地方（ローカル）で新規起業し、地域課題の解決を目指す起業者（ソーシャルベンチャー）のことを指す。単に地方で起業するというだけでなく、地域の新たな資源を見出して、持続可能な地域社会・循環型経済を目指す等の社会貢献が目的という点に特徴がある。

木の文化取組年表

日程	取組
令和3年度	
7月31日	市民シンポジウム 「木の文化都市・金沢」市民シンポジウム ～木に親しみ、木の魅力を知ろう～
9月18日	業界シンポジウム 「一木を活用した金沢のミライを考えよう」
9月18日	第1回「木の文化都市・金沢ミライまちづくり」学生提案事業 公開プレゼンテーション
令和4年度	
4月1日	「金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例」施行
7月23日	市民シンポジウム 「木の文化都市・金沢」市民シンポジウム 2022 ～身近な木の文化について学ぼう～
10月8日	第2回「木の文化都市・金沢ミライまちづくり」学生提案事業 公開プレゼンテーション
10月15日 ～11月15日	第1回「木の文化都市・金沢ミライまちづくり」学生提案事業最優秀賞の作品の設置
12月23日	「木の文化都市・金沢 推進事業者」登録証交付式
3月9日	「木の文化都市・金沢」PRイベント



市民シンポジウム



業界シンポジウム



学生提案事業 公開プレゼンテーション



学生提案事業最優秀賞の作品

計画策定経過

日程	会議名等	内容
令和元年度		
令和2年 3月30日	木の文化都市を継承・創出する金沢会議 準備会	・「木質」の定義 ・「木質都市・金沢」の創出方針 ・金沢の特徴 ・実現化施策
令和2年度		
6月2日	第1回 木の文化都市を継承・創出する金沢会議	・「木質都市・金沢」の創出に向けて ① 定義の整理（木質、木質都市） ② 「木質都市・金沢」の創出方針について ③ 創出に向けての区域と方向性について ④ 「木質都市・金沢」創出に向けた方向性と課題 ⑤ 環境整備における課題
9月1日	第2回 木の文化都市を継承・創出する金沢会議	・「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けて ① 定義について ② 「木の文化都市・金沢」の創出方針について ③ 創出に向けての区域と方向性について ④ 「木の文化都市・金沢」を継承・創出していく上で、取り組むべきこと
11月12日	第3回 木の文化都市を継承・創出する金沢会議	・「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けての取組 ・モデル地区での取組
令和3年 1月28日	第4回 木の文化都市を継承・創出する金沢会議	・「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けての提言書（案）
2月1日	市長への提言	・木の文化都市・金沢」の実現に向けて取りまとめた提言書を市長へ報告
令和3年度		
8月5日	第1回 木の文化都市を継承・創出する金沢会議	・「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けた市の取組 ・木の文化都市を支える金沢型推進体制の構築に向けて ・（仮称）「木の文化都市・金沢」継承・創出総合計画書（案）
令和3年 12月3日	第2回 木の文化都市を継承・創出する金沢会議	・金沢市における木の文化都市の継承と創出の推進に関する条例（仮称） 骨子案 ・金沢市木の文化都市推進計画の策定 構成案 ・令和3年度の事業報告 ・令和4年度の新規事業

令和 4 年度		
令和 4 年 8 月 31 日	第 1 回 木の文化都市を継承・創出する金沢会議	令和 4 年度の事業について 木の文化都市推進計画について
12 月 2 日	第 2 回 木の文化都市を継承・創出する金沢会議	計画（案）の骨子について 今年度事業の進捗報告
12 月 20 日～ 令和 5 年 1 月 18 日	パブリックコメント	計画の骨子に関する市民からの意見聴取
3 月 2 日	第 3 回 木の文化都市を継承・創出する金沢会議	木の文化都市推進計画（案）について



木の文化都市を継承・創出する金沢会議



市長への提言

木の文化都市を継承・創出する金沢会議 委員名簿

役職	所属等	氏名	専門
座長	谷口吉郎・吉生記念 金沢建築館 館長	水野 一郎	地域計画
委員	東京大学 教授	腰原 幹雄	建築構造
	国連大学サステイナビリティ高等研究所 いしかわ・かなざわオペレーティング ユニット 事務局長	— 永井 三岐子 (令和 2・3 年度)	S D G s
	國學院大學 教授	西村 幸夫	都市計画
	早稲田大学 名誉教授	長谷見 雄二	建築防災
	金沢経済同友会 代表幹事	福光 松太郎	経済界
	金沢工業大学 教授	宮下 智裕	建築構法
オブザーバー	金沢工業大学 客員教授	円満 隆平	サステイナブル建築
	金沢市まちづくり相談員	木谷 弘司	都市計画

※各委員の役職は令和 5 年 3 月現在のもの。

「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けての提言書

令和３年２月

「木の文化都市」を創出する金沢会議

はじめに

私たち日本人は昔から木造建築に住まいし、木製の机や椅子やタンスなどの家具を備え、お椀・お盆・飾り物などの木工芸品を慈しんできました。こうした木の文化は温暖多雨の国土に多様な樹林が育っていて、軽量で加工しやすい木材が身近な生活資材として豊富に得られたから生まれました。金沢もチカモリ遺跡で木柱根・中屋サワ遺跡で木製漆器が発掘されているように、木使いの生活は縄文時代以来ですし、今でも市内の建築件数の8割近くが木造建築であり、木工芸や和楽器なども継承されている木の文化都市です。

科学・技術の発展した20世紀の世界同時の近代化と共に、機械化、大量生産、人口増大、都市化、国際化が進展すると、それに対応した鉄・コンクリート・ガラス・プラスチックなどの新しい生活資材が登場しました。それら新資材は木に比して構造強度、工場量産性、耐久性、不燃性などに優れていることから、大規模で高密度化した近代都市構築の主資材となりました。

しかし一方で、それら新資材の無機的な性質と比べて、木の持つ有機的な存在感が再評価されるようになりました。一つは木目の美しさや当たりの柔らかさなどによる安らぎや癒し、吸湿、断熱、吸音などの健康力、自ら加工できる扱い易さなどの人にやさしい性質です。もう一つは木材は持続可能な再生資源であり、植林・植栽はCO₂削減や風水害対策や景観形成に貢献するなど木が有する地域や地球にやさしい性質です。また再評価に呼応して木の弱点である大規模化や不燃化に対して新たな研究や技術開発が進み、木造の大規模建築や高層建築が世界各地に実現し始めましたし、曲げ物や板物の加工技術で新しいデザインの家具や工芸品が生まれてきました。金沢でも日本初の集成木材による5階建てのビルや鼓門などが登場しました。

日本は世界的にも緑の国土に恵まれ、木の文化国を築いてきましたし、その中でも金沢は都心から市境に至る緑の文化都市であるとともに、木使いの伝統の蓄積と新技術への挑戦を重ねている木の文化都市でもあります。私たちの金沢はその緑と木の文化都市を継承し、新たな創出を付け加えてゆくことで、心豊かな市民生活環境を形成しながら、日本の木の文化と地球環境の持続性に貢献したいと思います。

「木の文化都市」を創出する金沢会議
座長 水野 一郎

目 次

序．提言にあたって.....	1
----------------	---

提 言（6つの柱）.....	3
----------------	---

1．「木の文化都市・金沢」の継承と創出

2．公共施設での積極的な木の活用

3．民間施設への木の活用を促進

4．暮らしや生業の中での木の活用

5．木をめぐる循環型社会の確立

6．木の文化都市を支える金沢型推進体制の構築

序．提言にあたって

1．「木の文化都市」を創出する金沢会議の位置づけ

「木の文化都市」を創出する金沢会議は、令和2年に金沢市が方針として打ち出した「木の文化都市・金沢」の創出に向け、今後の進むべき方向性及び実現に向けた方策を検討し、提案することを目的に設置されたものである。

2．金沢が「木の文化都市」に取り組む意義について

わが国では、古来より「木」の文化が息づいており、風土に根ざした生活や生業の営みを通して自然と人間の共生が図られてきた。

しかしながら、戦後においては都市の不燃化や効率化といった観点から「木」の使用が排除されてきたが、「木」は人と自然をつなぐ大きな可能性を有しており、「木の文化都市」の創出と継承は都市に「木」の良さを取り戻す取り組みともいえる。

金沢市は、市域の約6割を森林が占めており、また非戦災都市であることから、金澤町家など「木」による多くの歴史文化資産を有しており、これまでも保存と活用に努めてきた。加えて、そこを生活の場としてきた市民には木を用いた伝統工芸なども息づいていることから、「木」はより身近な存在であり、この挑戦的な取り組みを都市部で成功させられる数少ない都市のひとつである。

この取り組みは、金沢の景観をより成熟させることはもちろんのこと、我が国の「木」にこだわるまちづくりの未来を拓き、「木」の文化の再評価にもつながるものであると考える。

3．定義について

(1) 木の文化の定義

金沢市が取り組む「木の文化」とは、木造建築物をはじめ、鼓門など木で作られた構造物や樹木に加え、木を用いた工芸品など、まさに木の質感を醸し出す全てのものをいう。

- ・ 木造建築（伝統工法、在来工法、新工法）
- ・ 木の装い（木材を用いた建築物の内外装）
- ・ 木工品（木を用いた工芸品、家具、道具、生活用品など）
- ・ 公共空間における木造品（ストリートファニチャーやゲートなど）
- ・ 樹木（街路樹、敷地内樹木、庭園、緑地、森林）

（２）木の文化都市の定義

「木の文化都市」とは、「和」の根源である木の文化を継承する高い市民意識のもと、木が持つ優れた特性を活かす持続可能な仕組みを備えた都市をいう。

- ・「木」にこだわり、まちの随所に「木」があるまち
- ・「木」が暮らしや生業に溶け込んだまち
- ・「木」が供給から活用まで循環するまち

４．「木の文化都市・金沢」の創出方針について

- ・まちと生活に木を取り入れ、総合的に取組を展開していく。
- ・景観まちづくりの更なる飛躍を目指す。
- ・木をめぐる循環型社会の確立や、構造木材の技術革新による産業の創出・経済の活性化につなげる。

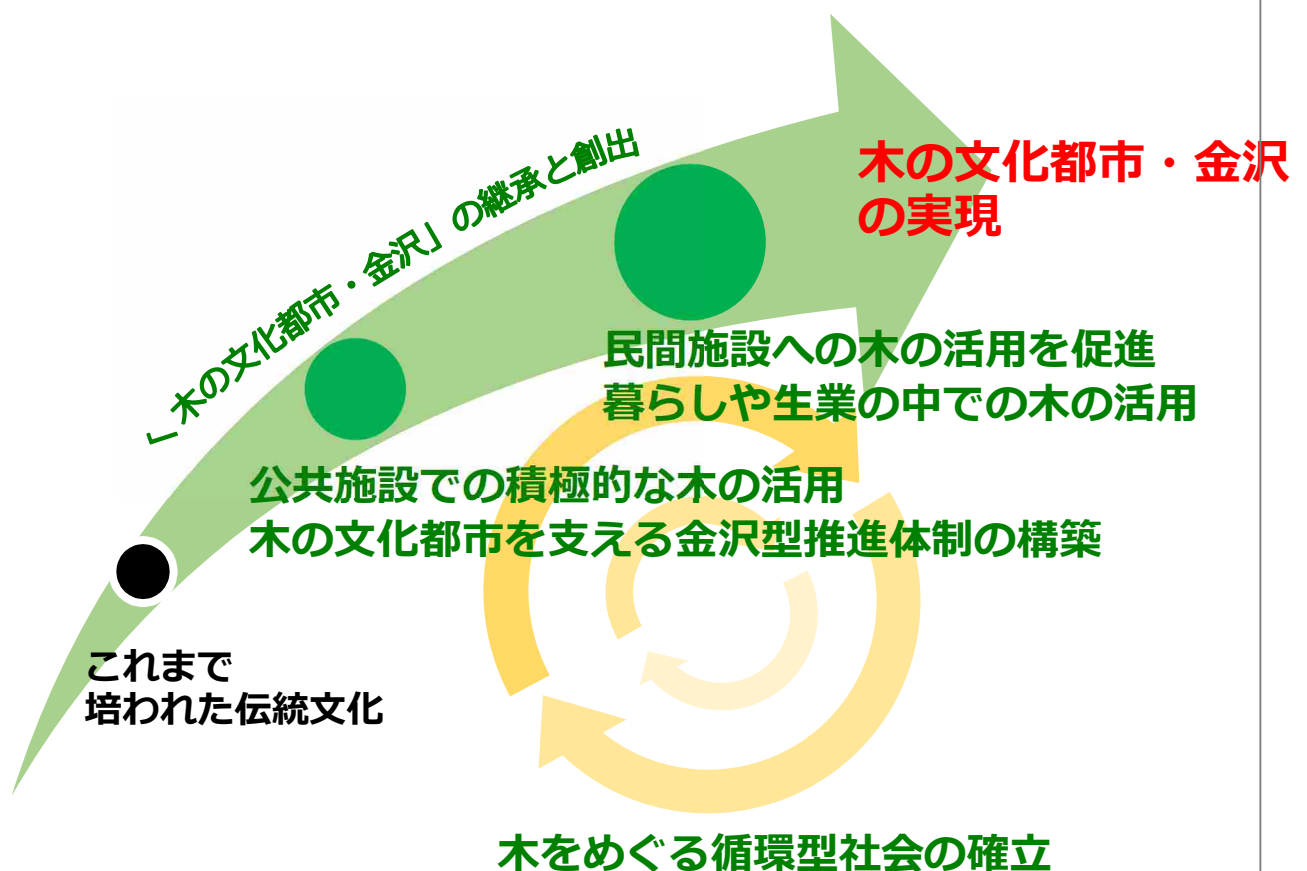


提 言

以下に示す6つの柱に基づき、「木の文化都市・金沢」の実現に向けた取り組みを展開していく。

1. 「木の文化都市・金沢」の継承と創出
2. 公共施設での積極的な木の活用
3. 民間施設への木の活用を促進
4. 暮らしや生業の中での木の活用
5. 木をめぐる循環型社会の確立
6. 木の文化都市を支える金沢型推進体制の構築

今後取り組むべき6つの柱とその関係性



1. 「木の文化都市・金沢」の継承と創出

金沢市には、木の魅力が活かされたまちと文化を継承する高い市民意識がある。その上で、木の文化都市の創出と継承に取り組む意義とその方向性を明確に、かつ、わかりやすく示し市民や業界と共有していくことが大切である。

<取り組みの方針>

- ・木の文化都市の意義と方向性を共有
- ・木の価値（多様な特性）を共有
- ・市民の機運を高める事業の展開
- ・木の文化を実感できるモデル地区での事業の推進

2. 公共施設での積極的な木の活用

多くの市民に対し、木の活用を促していくには、市民が集う公共施設において木を積極的に使用していくことが効果的である。その際には、地域産材の活用や木に関わる仕事の安定的な供給も視野に入れた検討を行うことが望ましい。

<取り組みの方針>

- ・計画的な施設整備
- ・木の適切な使い方の確認体制の構築
- ・公園、緑地、街路樹の充実

3. 民間施設への木の活用を促進

市民の意識醸成とあわせて、事例の紹介や経済的な支援を行うことで、さらなる木の活用が期待できる。

<取り組みの方針>

- ・歴史的建築物を継承していくための支援の拡充
- ・中高層建築物における木の活用に向けた支援制度の創設
- ・産学官と連携した技術の共有や未来の担い手育成
- ・庭木植栽の推奨
- ・まちなみ、家並みの継承

4. 暮らしや生業の中での木の活用

木の文化都市の創出には、金沢の暮らしに根付いた木製建具や雪吊りなどの伝統技術や、木に由来した道具やしつらえなどの伝統芸能・伝統工芸の存在も重要である。作り手と使い手の双方の意識や技術を高めることで、木に関わる伝統的な文化を継承・発展させる仕組みづくりが必要である。

<取り組みの方針>

- ・木に関わる職人の育成
- ・子供の頃から木に触れる環境づくり
- ・木工品の普及、啓発

5. 木をめぐる循環型社会の確立

「木の文化都市・金沢」の実現に向けては、木の安定的な「活用」と「供給」の両輪で進めることが不可欠であり、長期的に循環型社会の確立を目指すことは環境負荷の低減にもつながる重要な取り組みである。まずは、循環型社会を構成する供給を支える各分野における課題を共有し、連携して改善を図る必要がある。

<取り組みの方針>

- ・森林業、加工業、建設業の課題の共有と連携
- ・木材コーディネーターの育成及び活用
- ・金沢SDGsの主要事業として貢献

6. 木の文化都市を支える金沢型推進体制の構築

まちを建築物などの木を用いた文化に磨きあげていくには、技術、法令、経済的な側面から、伝統的な工法を継承する手法、新工法の開発や安定的な木の供給に向けた研究を進める必要がある。

そのためには、木とともに暮らしてきた市民の力を背景に、産学官の連携・協働が大切であり、意見交換をしながら木に関わる業界間の関係を構築していくことが必要である。

<取り組みの方針>

- ・産学官が融合した推進体制づくり
- ・新技術と法制度をつなげていく体制づくり
- ・研究を後押しする庁内横断の体制づくり

「木の文化都市」を創出する金沢会議 委員名簿

座 長

水野 一郎 谷口吉郎・吉生記念金沢建築館館長

委 員

腰原 幹雄 東京大学教授

永井 三岐子 国連大学サステイナビリティ高等研究所
いしかわ・かなざわオペレーティングユニット事務局長

西村 幸夫 國學院大學教授

長谷見 雄二 早稲田大学教授

福光 松太郎 金沢経済同友会 代表幹事

宮下 智裕 金沢工業大学准教授

会 議 経 緯 等

準 備 会 令和2年3月30日（月）

- ・まちづくりと「木」を考える
- ・金沢が「木質都市」に取り組む意義
- ・まちづくりの基本理念
- ・独自条例による個性あるまちづくり
- ・金沢が目指す「木質都市」とは

第1回会議 令和2年6月2日（火）

- ・「木質都市・金沢」の創出に向けて（準備会を踏まえた整理）

第2回会議 令和2年9月1日（火）

- ・「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けて

第3回会議 令和2年11月12日（木）

- ・「木の文化都市・金沢」の継承と創出に向けての取り組み
- ・モデル地区での取り組み
- ・木の文化都市としての「木の装い」のあり方
- ・市有建築物等の整備の方向性

第4回会議 令和3年1月28日（木）

- ・提言書のとりまとめ

金沢市木の文化都市推進計画

令和5年3月 発行

発行：金沢市都市整備局都市計画課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話：076-220-2351 FAX：076-220-5119